

国立大学法人京都大学教職員給与規程

平成16年4月1日

達示第80号制定

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第31条の規定に基づき、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)に勤務する教職員(以下「教職員」という。)の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の支払い)

第2条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払う。ただし、法令又は労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその組合、ない場合には労働者の過半数を代表する者との間で締結された書面による協定がある場合には、法令又は過半数協定に定められる金額を控除して支払う。

2 前項の給与は、教職員の同意を得て、当該教職員の本人名義の預貯金口座への振り込みによる方法により支払うことがある。

(俸給)

第3条 教職員の俸給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮し定めるものとする。

(教職員の給与)

第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、特別調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、入試手当、学位論文調査手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当、看護職員調整手当、研究代表者等特別手当及び冠教授手当を除いた全額とする。

(平18達65・平19達21・平19達57・平20達11・平23達24・平24達18・平24達62・平25達17・平27達20・令4達73・令4達74・令6達15・令6達16・令7達5・令7達6・一部改正)

(俸給表の種類)

第5条 俸給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各俸給表の適用範囲は、それぞれ当該俸給表に定める。

- (1) 一般職俸給表(一)(別表第1)
- (2) 一般職俸給表(二)(別表第2)
- (3) 専門業務職俸給表(別表第2の2)
- (4) 教育職俸給表(別表第3)
- (5) 医療職俸給表(一)(別表第4)
- (6) 医療職俸給表(二)(別表第5)
- (7) 指定職俸給表(別表第6)
- (8) 専門職俸給表(一)(別表第6の2)
- (9) 専門職俸給表(二)(別表第6の3)

2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを俸給表に定める職務の級(指定職俸給表の適用を受ける教職員にあっては号俸。)に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については、国立大学法人京都大学教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する細則(以下「初任給、昇格、昇給等の基準」という。)に定める。

(平22達15・令6達93・一部改正)

(初任給)

第6条 新たに採用された教職員の受ける俸給は、初任給、昇格、昇給等の基準による。

(昇格、降格及び降号)

第7条 教職員の昇格、降格及び降号は、初任給、昇格、昇給等の基準によるもののほか、降格及び降号に関し必要な事項は、別に定める。

- 2 教職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号俸は、初任給、昇格、昇給等の基準に定めるところにより決定する。

(平19達21・平24達18・一部改正)

(昇給)

第8条 教職員（指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、初任給、昇格、昇給等の基準で定める日（以下「昇給日」という。）に、次の各号に掲げる教職員の区分ごとに定めるその者の勤務成績に応じて行うものとする。ただし、第1号に掲げる者の昇給にあつては、同号に定める基準日の翌日から昇給日の前日までの間に、第2号及び第3号に掲げる者の昇給にあつては、各号に定める期間の末日の翌日から昇給日の前日までの間に、就業規則第48条の規定による懲戒処分又は第50条の規定による訓告等を受けた場合は、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- (1) 第5条第1項第4号の適用を受ける教員（教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。以下同じ。） 昇給日の属する昇給期間（この号に規定する勤務成績に応じて昇給を行う期間をいい、3事業年度を単位として定めるものとする。）の初日前3年間における勤務成績
 - (2) 第5条第1項第1号の適用を受ける職員のうち、京都大学事務職員勤務評定要領の適用を受ける職員 昇給日の前々年の10月1日からその翌年9月30日までの間における勤務成績
 - (3) 第5条第1項第8号又は第9号の適用を受ける職員 昇給日の前年の4月1日からその翌年3月31日までの間における勤務成績
 - (4) 前各号に掲げる者以外の教職員 昇給日前1年間における勤務成績
- 2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号俸数を4号俸（医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるものにあつては、3号俸）とすることを標準として初任給、昇格、昇給等の基準で定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員にあつては、57歳）を超える教職員（次項に掲げる教職員を除く。）の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。
- 4 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして初任給、昇格、昇給等の基準で定める教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定するものとする。
- 5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。
- 6 63歳に達した日以後の最初の3月31日の翌日以後に在職する教員（国立大学法人京都大学教員就業特例規則（平成16年達示第71号）第8条に規定するものを除く。）にあつては、第2項及び第3項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、総長が別に定めるところにより、昇給させることができる。

(平18達28・全改、平22達15・平25達60・令3達51・令5達44・令6達93・令7達6・一部改正)

(給与の支給日及び支給方法)

- 第9条 俸給の支給日は、毎月17日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは前々日、土曜日に当たるときは前日、休日に当たるときは翌日を支給日とする。
- 2 期末手当、勤勉手当、期末特別手当の支給日は6月30日及び12月10日とする。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、支給日の前々日とし、支給日が土曜日に当たるときは、支給日の前日とする。
- 3 管理職手当、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、特別調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までこれら

給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。

- 4 特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、入試手当及び学位論文調査手当は、一の給与期間の分を次の給与期間における第1項に定める日に支給する。ただし、やむを得ない事情により勤務時間の報告が遅れる場合等でその日において支給できないときは、その日後において支給する。

- 5 特別報奨金、研究代表者等特別手当及び冠教授手当の支給日は、別に定める。

(平16達132改・削)

(平18達65・平19達21・平21達6・平22達15・平24達18・平24達62・平27達20・平28達56・令4達73・令4達74・令4達75・令6達15・令6達16・令7達5・令7達6・一部改正)

(俸給の支給)

第10条 新たに教職員となった者には、その日から俸給を支給し、昇給、降給等により俸給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた俸給を支給する。ただし、離職した国家公務員及び国立大学法人職員が即日教職員になったときは、その日の翌日から俸給を支給する。

- 2 教職員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

- 3 教職員が死亡したときは、その月まで俸給を支給する。

- 4 第1項又は第2項の規定により俸給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の暦の日数から勤務時間等規程第11条及び第12条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割計算による。

- 5 前各項の規定は、管理職手当、初任給調整手当、特別調整手当、衛生管理手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の支給について準用する。

(令6達15・令7達6・一部改正)

(俸給の調整額)

第11条 俸給の調整額は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の教職員に比して著しく特殊な別表第7に掲げる者に対し、その区分に応じた調整数を別表第8における職務の級（職責調整手当の支給を受ける教職員にあつては、その支給の基礎となる第5条第2項の規定により決定される職務の級。以下「標準級」という。）に応じた調整基本額（その額が俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の4.5を超えるときは、俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）に乗じて得た額を俸給の支給に準じて支給する。ただし、その額が俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の25を超えるときは、俸給月額及び職責調整手当の合計額の100分の25に相当する額とする。

(平18達28・平24達18・一部改正)

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督その他の地位にある別表第9の職名欄に掲げる職にある者（指定職俸給表適用者を除く。）に対し、同表に定めるところにより俸給の支給に準じて支給する。この場合において、同一の者が同表の職名欄に掲げる職を複数占めるときは、いずれか高い方の額を支給する。

(平17達39改)

(令7達6・一部改正)

(職責調整手当)

第12条の2 職責調整手当は、教職員に係る標準級に対し、初任給、昇格、昇給等の基準第4条及び第5条の規定により決定される職務の級が異なる場合において、当該教職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮し、総長が別に定める者に対し支給する。

- 2 職責調整手当の月額は、標準級により決定された場合の俸給月額から現に受ける俸給月額を減じて得た額とする。

(平24達18・追加)

(初任給調整手当)

第13条 初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とされる教職員（教育職俸給表適用者に限る。）に対し、採用の日から35年以内の期間支給する。

2 初任給調整手当の支給される教職員の範囲、支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は国立大学法人京都大学教職員初任給調整手当支給細則に定める。

(扶養手当)

第14条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項において「扶養親族たる父母等」という。）に係る扶養手当は、一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める教職員に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める者にあつては、3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各号に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(平17達73・平19達21・平19達67・平29達19・令7達6・一部改正)

第15条 削除

(令7達6)

(特別調整手当)

第16条 特別調整手当は、教職員の給与を特別に調整するために、教職員の俸給、管理職手当、職責調整手当及び扶養手当の月額合計額に別に定める支給割合を乗じて得た額を支給する。

2 特別調整手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員特別調整手当支給細則（以下「特別調整手当支給細則」という。）に定める。

(平17達39改)

(平20達11・平20達50・平24達18・平27達59・令7達6・一部改正)

第16条の2 削除

(令7達6)

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（大学から宿舍を貸与されている教職員又は国家公務員宿舍法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）

(2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給されている教職員で配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）が居住するための住宅（大学から宿舍を貸与されている教職員又は国家公務員宿舍法第13条の規定による有料宿舍を貸与され、使用料を支払っている教職員その他別に定める教職員を除く。）

く。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する教職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（平21達43・令元達75・令7達6・一部改正）

（通勤手当）

第18条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（支給単位期間当たりの通勤所要回数が10回に満たない教職員にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である教職員 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である教職員 4,200円

ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である教職員 7,100円

エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である教職員 10,000円

オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である教職員 12,900円

カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である教職員 15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である教職員 18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である教職員 21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である教職員 24,400円

円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である教職員 26,200

円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である教職員 28,000

円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である教職員 29,800

円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である教職員 31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 勤務場所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする勤務場所に在勤することになったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった教職員で別に定めるもののうち第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当する住居を含む。）から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当する住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して別に定める教職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当は、第2項から前項までにより定めた額をもとに支給単位期間の月数で除して得た額を支給する。

7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（平21達6・平22達15・平26達47・令3達60・令7達6・一部改正）

（単身赴任手当）

第19条 採用（平成18年4月1日以降の採用に限る。以下この項において同じ。）若しくは勤務場所を異にする異動（以下「採用等」という。）又は在勤する施設等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居すること（以下「単身赴任」という。）となった教職員で、当該採用等又は施設等の移転の直前の住居から当該採用等又は施設等の移転の直後に在勤する施設等に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活する

ことを常況とする教職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りではない。

2 単身赴任手当の月額、30,000円（別に定めるところにより算定した教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が別に定める距離以上である教職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（平18達28・平27達20・令2達77・令7達6・一部改正）

（特殊勤務手当）

第20条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は国立大学法人京都大学特殊勤務手当支給細則で定める。

第21条及び第22条 削除

（令7達6）

（超過勤務手当）

第23条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（以下「超過勤務時間」という。）に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次号において同じ。）における勤務 100分の125

(2) 前号及び次号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

(3) 超過勤務時間が一の給与期間について60時間を超えた勤務 100分の150

（平22達15・一部改正）

（休日給）

第24条 勤務時間等規程第13条第1号に規定する祝日法による休日（勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「祝日法による休日等」という。）（勤務時間等規程第11条、第16条又は第17条の規定に基づき毎日曜日を週休日と定められている教職員以外の教職員にあっては、勤務時間等規程第13条第1号に規定する祝日法による休日が勤務時間等規程第12条、第16条及び第17条の規定に基づく週休日に当たるときは、別に定める日）、勤務時間等規程第13条第2号に規定する年末年始の休日（勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「年末年始の休日等」という。）及び勤務時間等規程第13条第3号に規定する創立記念日（勤務時間等規程第14条第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した教職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第37条において「創立記念日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。これらの日に準ずるものとして別に定める日において勤務した教職員についても同様とする。

（平17達39改）

（平24達69・令4達75・一部改正）

（夜勤手当）

第25条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第39条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(宿日直手当)

第26条 宿日直勤務を命ぜられた教職員には宿日直手当を支給する。

2 前項の手当の額は、宿日直勤務1回につき、4,400円を下回らない額とする。

3 第1項の勤務は、第23条から前条までの勤務には含まれないものとする。

(平30達75・一部改正)

(管理教職員特別勤務手当)

第27条 別表第9の職名欄に掲げる職にある教職員(以下「管理監督教職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間等規程第11条及び第13条に規定する週休日又は休日(以下「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督教職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)に勤務した場合は、当該教職員には、管理教職員特別勤務手当を支給する。

3 管理教職員特別勤務手当の額は、前2項の規定による勤務1回につき、別に定める額とする。

(平27達20・令7達6・一部改正)

(期末手当)

第28条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第30条までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日(以下次条及び第30条においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは就業規則第24条の規定により解雇され、又は死亡した教職員(第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額(一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級(職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる標準級をいう。職責調整手当の支給を受ける教職員が第4項の規定により役職段階加算適用表又は管理職加算適用表を適用する場合及び第31条第5項の規定により準用する場合において同じ。)が7級以上であるもの、専門業務職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、教育職俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの、医療職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもの、医療職俸給表(二)の適用を受ける教職員でその職務の級が6級以上であるもの、専門職俸給表(一)の適用を受ける教職員でその職務の級が5級以上であるもの及び専門職俸給表(二)の適用を受ける教職員でその職務の級が7級以上であるもののうち総長が指定する第一種及び第二種の区分である教職員(以下「特定幹部教職員」という。ただし、休職にされている教職員のうち第36条第1項に該当する教職員を除く。)にあっては100分の105を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じ得た額とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し若しくは解雇され、又は死亡した日現在。)において教職員が受けるべき俸給、職責調整手当及び扶養手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条の規定による支給割合を乗じて得た額の合計額とする。

4 次の役職段階別加算適用表に掲げる俸給表及び職務の級(附則第6項、第9項又は第10項の規定の適用を受ける教職員にあっては、配置換後の標準的な職務の内容に応じて、初任給、昇格、昇給等の基準別表第1の2に定める相当の級をいう。第31条第5項の規定により準用

する場合において同じ。)の区分に該当する教職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に俸給及び職責調整手当の月額並びにこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条の規定による支給割合を乗じて得た額の合計額に同表の加算割合を乗じて得た額を加算した額(特定幹部教職員にあっては、その額に俸給月額及び職責調整手当の月額に次の管理職加算適用表の割合を乗じて得た額を加算した額)を第2項の期末手当基礎額とする。

(役職段階別加算適用表)

俸給表	職務の級	加算割合
一般職(一)	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
一般職(二)	5級	100分の10
	4級	100分の5
	3級(別に定めるものに限る。)	
専門業務職	6級以上	100分の20
	5級・4級	100分の15
	3級	100分の10
	2級	100分の5
教育職	6級	100分の20
	5級	100分の15(別に定めるものにあつては100分の20)
	4級・3級	100分の10(別に定める4級にあつては100分の15)
	2級・1級(別に定めるものに限る。)	100分の5
医療職(一)	6級以上	100分の15
	5級	100分の10
	4級・3級	100分の5
	2級(別に定めるものに限る。)	
医療職(二)	6級以上	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5
	2級(別に定めるものに限る。)	
専門職(一)	5級	100分の15
	4級・3級	100分の10
	2級	100分の5
専門職(二)	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
	3級	100分の5

(管理職加算適用表)

俸給表	区分	職務の級	加算割合
一般職(一)	I種	7級以上	100分の25
	II種		100分の15
専門業務職	I種	5級以上	100分の25
	II種		100分の15
教育職	II種	5級以上	100分の15
医療職(二)	II種	6級以上	100分の15
専門職(一)	II種	5級以上(別に定めるものに限る。)	100分の15

専門職（二）	I 種	7 級以上	1 0 0 分の 2 5
	II 種		1 0 0 分の 1 5

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

（平17達39改）

（平18達28・平19達21・平19達40・平21達43・平22達15・平22達62・平24達18・平30達24・平30達75・令2達65・令4達50・令5達44・令5達51・令6達82・令6達93・令7達6・一部改正）

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第48条の規定により懲戒解雇された教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に国立大学法人京都大学教職員就業規則の一部を改正する規則（平成17年達示第34号）附則第2項の規定により解雇された教職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（平17達39改）

（平22達15・令7達38・一部改正）

第30条 支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることがある。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続きによるものを除く。第3項において同じ）をされ、その判決が確定していない場合。
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消す。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付する。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、別に定める。

（令7達38・一部改正）

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員に対し、次の各号に掲げる教職員の区分ごとに定めるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員（別に定める教職員を除く。）についても同様とする。ただし、第1号に掲げる者の勤勉手当にあっては、基準日の属する年度の初日から基準日までの間に、第2号又は第3号に掲げる者の勤勉手当にあっては、各号に定める期間の末日の翌日から基準日までの間に、就業規則第48条の規定による懲戒処分又は第50条の規定による訓告等を受けた場合は、これらの事由を併せて考慮するものとする。

- (1) 第5条第1項第4号の適用を受ける教員 基準日の属する年度の前年度1年間における勤務成績
- (2) 第5条第1項第1号の適用を受ける職員のうち、京都大学事務職員勤務評定要領の適用を受ける職員 基準日3月前の末日以前6箇月以内の期間における勤務成績
- (3) 第5条第1項第8号及び第9号の適用を受ける職員 基準日3月前の末日以前6箇月以内の期間における勤務成績
- (4) 前各号に掲げる者以外の教職員 基準日以前6箇月以内の期間における勤務成績

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の次の表に掲げる区分に応じた割合に別に定めるその者の勤務成績による割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月15日以上6箇月未満	100分の95
5箇月以上5箇月15日未満	100分の90
4箇月15日以上5箇月未満	100分の80
4箇月以上4箇月15日未満	100分の70
3箇月15日以上4箇月未満	100分の60
3箇月以上3箇月15日未満	100分の50
2箇月15日以上3箇月未満	100分の40
2箇月以上2箇月15日未満	100分の30
1箇月15日以上2箇月未満	100分の20
1箇月以上1箇月15日未満	100分の15
15日以上1箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

3 前項の場合において、本学における勤勉手当の額の総額は、次に定める額を超えない範囲とする。勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びその額に特別調整手当支給細則第2条の規定による支給割合を乗じて得た額の合計額を加算した額に100分の105（特定幹部教職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

4 第2項及び前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき俸給及び職責調整手当の月額及びこれらの額の合計額に特別調整手当支給細則第2条の規定による支給割合を乗じて得た額の合計額とする。

5 第28条第4項の規定は、第2項及び第3項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項」とあるのは、「第31条第4項」と読み替える。

6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第31条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日（第31条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第2項第3号において同じ。）から」と「支給日」とあるのは「支給日（第31条第1項に規定する第

9条第2項に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替える。

(平17達73・平19達21・平19達67・平21達43・平22達62・平24達18・平26達47・平27達20・平27達81・平28達83・平29達66・平30達24・平30達75・令元達75・令3達51・令4達88・令5達51・令6達82・令6達93・令7達6・一部改正)

(期末特別手当)

第32条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職俸給表の適用を受ける教職員に対して、それぞれ基準日の属する月の第9条第2項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員で指定職俸給表の適用を受けていたもの(第36条第9項の規定の適用を受ける教職員及び別に定める教職員を除く。)についても、同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に100分の172.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の表に掲げる区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が標準に達しない場合には、その額からその者の勤務成績に応じ別に定める基準に従って定める額を減じて得た額)とする。

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

3 前項の別に定める基準に従って定める額は、期末特別手当の支給を受ける教職員が同項に規定する在職期間において就業規則第48条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額合計額に100分の20を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる前項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する在職期間に応ずる同項の表に定める割合を乗じて得た額を超えるものであってはならない。

4 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇され、又は死亡した教職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在)において教職員が受けるべき俸給月額及びその額に特別調整手当支給細則第2条の規定による支給割合を乗じて得た額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額(別に定める教職員以外の教職員にあっては、その額に俸給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額)を加算した額とする。

5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、別に定める。

6 第29条及び第30条の規定は、第1項の規定による期末特別手当の支給について準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第1項」と、同条第1項中「基準日から」とあるのは「基準日(第32条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第2項第3号において同じ。)から」と「支給日」とあるのは「支給日(第32条第1項に規定する第9条第2項に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替える。

(平17達73・平19達21・平19達40・平21達43・平22達62・平26達47・平27達20・平27達81・平28達83・平29達66・平30達75・令元達75・令2達65・令4達50・令4達88・令5達44・令5達51・令6達82・令7達6・一部改正)

第33条 削除

(令7達6)

(入試手当)

第33条の2 入試手当は、入試業務に従事する別表第11に掲げる教職員に対し、その区分に応じた手当額を支給する。

(平18達65・追加、平29達73・一部改正)

(学位論文調査手当)

第33条の3 学位論文調査手当は、京都大学学位規程(昭和33年達示第1号)第3条第1項

の学位論文が提出された場合に、同第6条の規定により調査及び試験を行う調査委員に対して支給する。

- 2 学位論文調査手当の額は、前項の論文1件につき、当該論文の調査及び試験の総括を行う教職員1名については15,000円、その他の教職員については10,000円とする。

(平18達65・追加、令7達6・一部改正)

第33条の4 削除

(令7達6)

(拠点手当)

第33条の5 国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第50条第1項の組織において研究に従事する教職員及び国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)第2条第1項第2号に規定するiPS細胞研究プログラムを実施するための研究に従事する教職員には、拠点手当を支給することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国際的に卓越した研究、教育等に従事するものとして総長が別に定める教職員には、拠点手当を支給する。

- 3 前2項の手当の月額は、1,200,000円までの範囲内の額とする。

- 4 拠点手当の支給される教職員の範囲、支給額その他拠点手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員拠点手当支給細則に定める。

(平19達57・追加、平22達15・平23達24・平24達18・平26達19・平29達17・平30達24・令5達48・令7達6・一部改正)

(衛生管理手当)

第33条の6 衛生管理手当は、国立大学法人京都大学安全衛生管理規程(平成19年達示第8号)第11条第2項の規定により衛生管理者に任命された教職員に対し支給する。ただし、衛生管理業務を主たる業務とする組織として環境安全保健機構長が指定する組織において衛生管理者に任命された教職員には、衛生管理手当は支給しない。

- 2 前項の手当の月額は、3,000円とする。

(平23達24・追加)

(特別報奨金)

第33条の7 京都大学教員表彰規程(平成24年達示第63号)により表彰された教職員には、同規程第8条第2項及び第10条第2項に規定する副賞として、特別報奨金を支給することができる。

(平24達62・追加、令7達6・一部改正)

(教養・共通教育主幹手当)

第33条の8 教養・共通教育の企画、実施において重要かつ中核的な役割を果たす教職員には、教養・共通教育主幹手当を支給することができる。

- 2 前項の手当の月額は、30,000円とする。

- 3 教養・共通教育主幹手当の支給される教職員の範囲その他教養・共通教育主幹手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教養・共通教育主幹手当支給細則に定める。

(平25達17・追加、令7達6・一部改正)

(健康管理手当)

第33条の9 健康管理手当は、国立大学法人京都大学安全衛生管理規程(平成19年達示第8号)第13条の規定により産業医に任命された者又は同規程第16条に規定する学校医に任命された者に対し支給する。ただし、産業医業務を主たる業務とする組織として総長が定める組織に所属する者にあつては学校医に任命された場合に、学校医業務を主たる業務とする組織として総長が定める組織に所属する者にあつては産業医に任命された場合に限り、健康管理手当を支給するものとする。

- 2 前項の手当の月額は、10,000円とする。

(平27達20・追加、令4達74・一部改正)

(看護職員調整手当)

第33条の10 看護職員調整手当は、医学部附属病院に所属し、第5条第1項第6号に定める医療職俸給表(二)の適用を受ける教職員(各月の初日に在職する者に限る。)に支給する。

- 2 前項の手当の額は、月額11,100円とする。

(令4達73・追加)

(研究代表者等特別手当)

第33条の11 競争的研究費の直接経費等の外部資金から研究代表者又は研究分担者の人件費を支出した教職員には、研究代表者等特別手当を支給することができる。

2 研究代表者等特別手当の支給される教職員の範囲、支給額その他研究代表者等特別手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学教職員研究代表者等特別手当支給細則に定める。

(令6達16・追加、令7達6・一部改正)

(冠教授手当)

第33条の12 京都大学における寄附金の運用益を活用した冠教授に関する規程（令和7年達示第33号）第8条の規定により冠教授に任命された教職員には、同規程第9条の規定に基づき、冠教授手当を支給することができる。

(令7達5・追加)

(特定の教職員についての適用除外)

第34条 第11条から第14条まで、第17条、第20条、第28条から第31条まで、第33条の6及び第33条の8の規定は、指定職俸給表の適用を受ける教職員には適用しない。

2 第23条、第24条、第33条の6及び第33条の8の規定は、管理職手当の適用を受ける教職員及び指定職俸給表の適用を受ける教職員（同規定別表第9の職名欄に掲げる職にある者に限る。）には適用しない。

3 第33条の2の規定は、別表第11に掲げる当該学部又は研究科における試験実施責任者として従事する学部長及び研究科長には適用しない。

(平18達65・平23達24・平25達17・平27達20・令6達15・令7達6・一部改正)

(委員、顧問等の給与)

第35条 委員、顧問、その他別に定める者については、勤務1日につき、37,900円から19,700円までの範囲内の額とする。

(休職者の給与)

第36条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、特別調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の20を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間（就業規則第16条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間。次項において同じ。）が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、特別調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。

3 教職員が前2項以外の就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、特別調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。

4 教職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、特別調整手当、住居手当及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の60以内を支給することがある。

5 教職員が就業規則第15条第1項第3号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、特別調整手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。

6 就業規則第15条第1項第1号から第3号までに掲げる事由により休職にされた教職員には、前5項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

7 就業規則第15条第1項第4号に掲げる事由により休職にされた教職員には、給与は支給しない。

8 就業規則第15条第1項第5号の定めにより休職にされた場合で、総長が必要と認めたときは、総長が必要と認める期間中、これに俸給、扶養手当、特別調整手当、住居手当及び看護職員調整手当のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。

9 第1項、第2項、第3項又は第5項に規定する教職員が、当該各号に規定する期間内で第28条第1項又は第32条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡したときは、同項の規定により、第9条第2項に規定する支給日に、当該各項の例による額の期末手当又は期末特別手当を支給することがある。

10 前項の規定の適用を受ける教職員の期末手当又は期末特別手当については、第29条及び第30条の規定を準用する。この場合において、第29条中「前条第1項」とあるのは「第36条第9項」と読み替えるものとする。

(平19達21・平19達40・平26達3・令4達73・令7達6・一部改正)

(給与の減額)

第37条 教職員が勤務しないときは、祝日法による休日等、年末年始の休日等又は創立記念日等である場合、就業規則第34条による職務専念義務免除期間(同条第3号を除く。)、就業規則第43条による妊産婦である女性教職員の健康診査、就業規則第44条による妊産婦である女性教職員の業務軽減等及び就業規則第58条による就業禁止期間並びに休暇による場合、その他勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(平17達39改)

(平18達28・平24達69・令4達75・一部改正)

(端数計算)

第38条 前条に規定する勤務1時間あたりの給与額及び第23条から第25条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定するとき、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げる。

(平22達15・一部改正)

(勤務1時間あたりの給与額)

第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、特別調整手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、特別調整手当、拠点手当、衛生管理手当、教養・共通教育主幹手当、健康管理手当及び看護職員調整手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

3 前項の規定にかかわらず、第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が、第20条に定める特殊勤務手当(国立大学法人京都大学教職員特殊勤務手当支給細則に規定する高所作業手当、爆発物取扱等作業手当、航空手当、種雄牛馬取扱手当、死体処理手当、放射線取扱手当、異常圧力内作業手当、山上等作業手当、手術看護手当に限る。)が支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は、当該勤務に係る勤務1時間当たりの特殊勤務手当の額(1日単位で支給されるものにあつては、その額を7.75で除して得た額、1月単位で支給されるものにあつては、その額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額)を前項の規定による額に加算した額とする。

4 前3項の定めによる1年間は、当該年度始めの4月1日から翌年の3月31日とする。

(平16達132改)

(平18達28・平19達21・平24達18・令4達73・令6達15・令7達6・一部改正)

(雑則)

第40条 教職員の給与に関しては、本規程に定めるもののほか、本規程に関する運用・解釈等については別に定めることがある。

附 則

- 1 この基準は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 当分の間、本規程の別表第1から第6までに定める俸給表の月額及び手当の額は国家公務員の例に準拠するものとし、改訂があった場合は、それらの改訂についても同様とする。
- 3 成立日の前日に国立大学の職員であった者が異動のため、平成16年4月1日に辞職し、同日、国立大学法人職員等になった場合における離職の取扱いは、その者が平成16年3月31日に離職したものとみなし本規程にて取り扱うこととする。
- 4 国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第4条に規定する教職員のうち、大学の成立する日（以下「成立日」という。）において引き続き大学の教職員となった者（以下「承継職員」という。）であって、成立日の前日において京都大学総長から一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）第11条（扶養手当）、第11条の9（住居手当）、第12条（通勤手当）又は第12条の2（単身赴任手当）に規定する手当の認定を受けている者が、成立日においても成立日の前日と同様の当該認定を受けるに足りる各々の支給要件に該当しているときは、その者に対する当該手当の支給に関しては、成立日において第14条（扶養手当）、第17条（住居手当）、第18条（通勤手当）又は第19条（単身赴任手当）の規定による認定があったものとみなす。
（平21達6・一部改正）
- 5 当分の間、第37条の規定にかかわらず、教職員が負傷（業務上の負傷及び通勤による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、俸給及び職責調整手当の月額の半額を減ずる。
（平23達24・平24達18・一部改正）
- 6 当分の間、次の各号に掲げる俸給表の適用を受ける教職員の俸給月額は、当該教職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該教職員に適用される俸給表の俸給月額のうち、初任給、昇格、昇給等の基準に従い決定した当該教職員の属する職務の級及び号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
 - (1) 一般職俸給表（一）
 - (2) 一般職俸給表（二）
 - (3) 専門業務職俸給表
 - (4) 教育職俸給表（職務の級が1級である者に限る。）
 - (5) 医療職俸給表（一）
 - (6) 医療職俸給表（二）
（令5達44・追加、令6達82・一部改正）
- 7 前項の規定の適用を受ける教職員に対する第11条の規定の適用については、当分の間、同条中「応じた調整基本額」とあるのは「応じた調整基本額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」と、「俸給月額及び職責調整手当の合計額」とあるのは「附則第6項の規定により当該教職員の受ける俸給月額」とする。
（令5達44・追加、令6達82・一部改正）
- 8 前2項の規定は、次の各号に掲げる教職員には適用しない。
 - (1) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の適用を受ける教職員
 - (2) 国立大学法人京都大学支援職員就業規則（令和4年達示第3号）の適用を受ける教職員
（令5達44・追加）
- 9 特定日に就業規則第13条の2の規定に基づき配置換をされた教職員であって、特定日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける次の各号に掲げる教職員のうち、特定日に附則第6項の規定により当該教職員の受ける俸給月額（以下「特定日俸給月額」という。）が特定日の前日に当該教職員が受けていた俸給月額及び職責調整手当の月額の合計額に100分の70

を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下「基礎俸給月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、特定日以後、附則第6項の規定により当該教職員の受ける俸給月額のほか、基礎俸給月額と特定日俸給月額との差額に相当する額を俸給として支給する。

- (1) 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級（職責調整手当の支給を受ける教職員にあっては、その支給の基礎となる標準級をいう。以下この項において同じ。）が6級以上であり、かつ、特定日の前日において管理職手当（特定日が令和7年4月1日である場合にあっては、俸給の特別調整額）を支給されていた者
- (2) 専門業務職俸給表の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級が5級以上の者
- (3) 医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級が7級以上の者
- (4) 医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員で、特定日の前日における職務の級が6級以上の者

（令5達44・追加、令6達82・令7達6・一部改正）

10 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員、検察官であった者、国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の職員、特別職に属する国家公務員、地方公務員、地方独立行政法人の職員、沖縄振興開発金融公庫の職員又は国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人に使用される者であった者から引き続き教職員となった者であって、前項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員には、当分の間、当該教職員の受ける俸給月額のほか、前項の規定に準じて算出した額を俸給として支給する。

（令5達44・追加、令7達6・一部改正）

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成17年達示第73号）抄

（施行期日）

第1条 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

（国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第32条第2項の規定（国立大学法人京都大学役員給与規程（以下この条において「規程」という。）第8条第1項において準用する場合を含む。）の平成17年12月における適用については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の172.5」（規程第8条第1項において準用する場合にあっては、「100分の170」）とする。

附 則（平成17年達示第76号）

この規程は、平成17年11月29日から施行し、平成17年11月1日から適用する。

附 則（平成18年達示第28号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

第2条 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった教職員の切替日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号俸の切替え）

第3条 切替日の前日において別表第1から別表第5までの俸給表の適用を受けていた教職員の切替日における号俸（以下「新号俸」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（以下「旧号俸」という。）及びその者が旧号俸を受けていた期間（総長の定める教職員にあっては、総長の定める期間。）に応じて附則別表第2に定める号俸とする。

2 切替日の前日において指定職俸給表の適用を受けていた教職員の新号俸は、旧号俸に対応する附則別表第3の新号俸欄に定める号俸とする。

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第4条 切替日前に職務の級を異にして異動した教職員及び総長が別に定めるこれに準ずる教職員の新号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(俸給の切替えに伴う経過措置)

第5条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額（国立大学法人京都大学教職員給与規程等の一部を改正する規程（平成21年達示第43号）の施行の日において次の各号に掲げる教職員である者にあつては、当該俸給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（総長が別に定める教職員を除く。）には、平成26年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（本規程附則第6項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が本規程附則第6項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定対象教職員」という。））にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定対象教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となった場合にあっては、特定対象教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

(1) 適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げる教職員以外の教職員（次号に掲げる教職員を除く。） 100分の99.

1

俸給表	職務の級	号俸
一般職（一）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から24号俸まで
	3級	1号俸から8号俸まで
一般職（二）	1級	1号俸から68号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
専門業務職	1級	1号俸から40号俸まで
	2級	1号俸から8号俸まで
教育職	1級	1号俸から44号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から12号俸まで
医療職（一）	1級	1号俸から52号俸まで
	2級	1号俸から32号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで
医療職（二）	1級	1号俸から56号俸まで
	2級	1号俸から40号俸まで
	3級	1号俸から16号俸まで
	4級	1号俸から4号俸まで

(2) 指定職俸給表の適用を受ける教職員 100分の98.94

(3) 前2号に掲げる教職員以外の教職員 100分の99.34

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、総長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、総長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

(平21達43・平22達15・平22達62・平24達24・一部改正)

第6条 前条の規定による俸給を支給される教職員に関する第11条ただし書、第28条第4項(第31条第5項において準用する場合を含む。)及び第32条第4項の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成18年達示第28号)附則第5条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(俸給の調整額に関する経過措置)

第7条 第11条の規定による俸給の調整額の適用を受ける教職員(以下「俸給の調整額適用教職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額(平成18年3月31日にその者に適用されていた調整基本額又はこれに相当するものとして大学が認める額をいう。)に達しないこととなる教職員には、改正後の第11条の規定による俸給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を俸給の調整額として支給する。

(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

(平成22年3月31日までの間における昇給に関する特例)

第8条 平成22年3月31日までの間における次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第8条第2項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
第8条第3項	4号俸	3号俸
	3号俸	2号俸
	2号俸	1号俸

(平19達21・一部改正)

附則別表第1 職務の級の切替表(附則第2条関係)

(平22達15・一部改正)

俸給表	旧級	新級
一般職(一)俸給表	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
一般職(二)俸給表	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
専門業務職俸給表	7級	7級
		8級

附則別表第2 号俸等の切替表(附則第3条第1項関係)

(平22達15・一部改正)

イ 一般職俸給表(一)の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10
-----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

	経過期間										級
1	3月未満		1	1	1	5	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満		1	2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満		1	3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満		1	4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上		1	5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9

9	3月未満	2 9	5 3	3 3	2 9	3 7	2 5	2 1	1 7	1 3	9
	3月以上6月未満	2 9	5 4	3 4	3 0	3 8	2 6	2 2	1 8	1 4	1 0
	6月以上9月未満	3 0	5 5	3 5	3 1	3 9	2 7	2 3	1 9	1 5	1 1
	9月以上1 2月未満	3 0	5 6	3 6	3 2	4 0	2 8	2 4	2 0	1 6	1 2
	1 2月以上	3 1	5 7	3 7	3 3	4 1	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
1 0	3月未満	3 1	5 7	3 7	3 3	4 1	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
	3月以上6月未満	3 1	5 8	3 8	3 4	4 2	3 0	2 6	2 2	1 8	1 4
	6月以上9月未満	3 2	5 9	3 9	3 5	4 3	3 1	2 7	2 3	1 9	1 5
	9月以上1 2月未満	3 2	6 0	4 0	3 6	4 4	3 2	2 8	2 4	2 0	1 6
	1 2月以上	3 3	6 1	4 1	3 7	4 5	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
1 1	3月未満	3 3	6 1	4 1	3 7	4 5	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
	3月以上6月未満	3 3	6 2	4 2	3 8	4 6	3 4	3 0	2 6	2 2	1 8
	6月以上9月未満	3 3	6 3	4 3	3 9	4 7	3 5	3 1	2 7	2 3	1 9
	9月以上1 2月未満	3 4	6 4	4 4	4 0	4 8	3 6	3 2	2 8	2 4	2 0
	1 2月以上	3 4	6 5	4 5	4 1	4 9	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
1 2	3月未満	3 4	6 5	4 5	4 1	4 9	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
	3月以上6月未満	3 4	6 6	4 6	4 2	5 0	3 8	3 4	3 0	2 6	2 2
	6月以上9月未満	3 5	6 7	4 7	4 3	5 1	3 9	3 5	3 1	2 7	2 3
	9月以上1 2月未満	3 5	6 8	4 8	4 4	5 2	4 0	3 6	3 2	2 8	2 4
	1 2月以上	3 5	6 9	4 9	4 5	5 3	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
1 3	3月未満	3 5	6 9	4 9	4 5	5 3	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
	3月以上6月未満	3 6	7 0	5 0	4 6	5 4	4 2	3 8	3 4	3 0	2 6
	6月以上9月未満	3 6	7 1	5 1	4 7	5 5	4 3	3 9	3 5	3 1	2 7
	9月以上1 2月未満	3 6	7 2	5 2	4 8	5 6	4 4	4 0	3 6	3 2	2 8
	1 2月以上	3 7	7 3	5 3	4 9	5 7	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
1 4	3月未満	3 7	7 3	5 3	4 9	5 7	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
	3月以上6月未満	3 7	7 4	5 4	4 9	5 8	4 6	4 2	3 8	3 4	3 0
	6月以上9月未満	3 7	7 5	5 5	5 0	5 9	4 7	4 3	3 9	3 5	3 1
	9月以上1 2月未満	3 7	7 6	5 6	5 0	6 0	4 8	4 4	4 0	3 6	3 2
	1 2月以上	3 8	7 7	5 7	5 1	6 1	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
1 5	3月未満	3 8	7 7	5 7	5 1	6 1	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
	3月以上6月未満	3 8	7 8	5 8	5 1	6 2	5 0	4 6	4 2	3 8	3 4
	6月以上9月未満	3 8	7 9	5 9	5 2	6 3	5 1	4 7	4 3	3 9	3 5
	9月以上1 2月未満	3 8	8 0	6 0	5 2	6 4	5 2	4 8	4 4	4 0	3 6
	1 2月以上	3 9	8 1	6 1	5 3	6 5	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7
1 6	3月未満	3 9	8 1	6 1	5 3	6 5	5 3	4 9	4 5	4 1	
	3月以上6月未満	3 9	8 2	6 2	5 4	6 6	5 4	5 0	4 6	4 2	
	6月以上9月未満	3 9	8 3	6 3	5 5	6 7	5 5	5 1	4 7	4 3	
	9月以上1 2月未満	3 9	8 4	6 4	5 6	6 8	5 6	5 2	4 8	4 4	
	1 2月以上	4 0	8 5	6 5	5 7	6 9	5 7	5 3	4 9	4 5	
1 7	3月未満		8 5	6 5	5 7	6 9	5 7	5 3	4 9	4 5	

	3 月以上 6 月未満		8 6	6 6	5 7	7 0	5 8	5 4	5 0	4 6	
	6 月以上 9 月未満		8 7	6 7	5 8	7 1	5 9	5 5	5 1	4 7	
	9 月以上 1 2 月未満		8 8	6 8	5 8	7 2	6 0	5 6	5 2	4 8	
	1 2 月以上		8 9	6 9	5 9	7 3	6 1	5 7	5 3	4 9	
1 8	3 月未満		8 9	6 9	5 9	7 3	6 1	5 7	5 3	4 9	
	3 月以上 6 月未満		9 0	7 0	5 9	7 4	6 2	5 8	5 4	5 0	
	6 月以上 9 月未満		9 1	7 1	6 0	7 5	6 3	5 9	5 5	5 1	
	9 月以上 1 2 月未満		9 2	7 2	6 0	7 6	6 4	6 0	5 6	5 2	
	1 2 月以上		9 3	7 3	6 1	7 7	6 5	6 1	5 7	5 3	
1 9	3 月未満		9 3	7 3	6 1	7 7	6 5	6 1	5 7		
	3 月以上 6 月未満		9 3	7 4	6 1	7 8	6 6	6 2	5 8		
	6 月以上 9 月未満		9 3	7 5	6 1	7 9	6 7	6 3	5 9		
	9 月以上 1 2 月未満		9 3	7 6	6 2	8 0	6 8	6 4	6 0		
	1 2 月以上		9 3	7 7	6 2	8 1	6 9	6 5	6 1		
2 0	3 月未満			7 7	6 2	8 1	6 9	6 5	6 1		
	3 月以上 6 月未満			7 8	6 2	8 2	7 0	6 6	6 2		
	6 月以上 9 月未満			7 9	6 3	8 3	7 1	6 7	6 3		
	9 月以上 1 2 月未満			8 0	6 3	8 4	7 2	6 8	6 4		
	1 2 月以上			8 1	6 3	8 5	7 3	6 9	6 5		
2 1	3 月未満			8 1	6 3	8 5	7 3	6 9	6 5		
	3 月以上 6 月未満			8 2	6 4	8 6	7 4	7 0	6 6		
	6 月以上 9 月未満			8 3	6 4	8 7	7 5	7 1	6 7		
	9 月以上 1 2 月未満			8 4	6 4	8 8	7 6	7 2	6 8		
	1 2 月以上			8 5	6 5	8 9	7 7	7 3	6 9		
2 2	3 月未満			8 5	6 5	8 9	7 7	7 3			
	3 月以上 6 月未満			8 6	6 5	9 0	7 8	7 4			
	6 月以上 9 月未満			8 7	6 6	9 1	7 9	7 5			
	9 月以上 1 2 月未満			8 8	6 6	9 2	8 0	7 6			
	1 2 月以上			8 9	6 7	9 3	8 1	7 7			
2 3	3 月未満			8 9	6 7	9 3	8 1				
	3 月以上 6 月未満			9 0	6 7	9 4	8 2				
	6 月以上 9 月未満			9 1	6 8	9 5	8 3				
	9 月以上 1 2 月未満			9 2	6 8	9 6	8 4				
	1 2 月以上			9 3	6 9	9 7	8 5				
2 4	3 月未満			9 3	6 9	9 7	8 5				
	3 月以上 6 月未満			9 4	7 0	9 8	8 6				
	6 月以上 9 月未満			9 5	7 1	9 9	8 7				
	9 月以上 1 2 月未満			9 6	7 2	1 0 0	8 8				
	1 2 月以上			9 7	7 3	1 0 1	8 9				
2 5	3 月未満			9 7	7 3	1 0					

						1					
	3 月以上 6 月未満			9 8	7 3	1 0 2					
	6 月以上 9 月未満			9 9	7 4	1 0 3					
	9 月以上 1 2 月未満			1 0 0	7 4	1 0 4					
	1 2 月以上			1 0 1	7 5	1 0 5					
2 6	3 月未満			1 0 1	7 5	1 0 5					
	3 月以上 6 月未満			1 0 2	7 5	1 0 6					
	6 月以上 9 月未満			1 0 3	7 6	1 0 7					
	9 月以上 1 2 月未満			1 0 4	7 6	1 0 8					
	1 2 月以上			1 0 5	7 7	1 0 9					
2 7	3 月未満			1 0 5	7 7						
	3 月以上 6 月未満			1 0 6	7 8						
	6 月以上 9 月未満			1 0 7	7 9						
	9 月以上 1 2 月未満			1 0 8	8 0						
	1 2 月以上			1 0 9	8 1						
2 8	3 月未満			1 0 9	8 1						
	3 月以上 6 月未満			1 1 0	8 2						
	6 月以上 9 月未満			1 1 1	8 3						
	9 月以上 1 2 月未満			1 1 2	8 4						
	1 2 月以上			1 1 3	8 5						
2 9	3 月未満			1 1 3							
	3 月以上 6 月未満			1 1 4							
	6 月以上 9 月未満			1 1 5							
	9 月以上 1 2 月未満			1 1 6							
	1 2 月以上			1 1 7							
3 0	3 月未満			1 1							

				7								
	3 月以上 6 月未満			1 1 8								
	6 月以上 9 月未満			1 1 9								
	9 月以上 1 2 月未満			1 2 0								
	1 2 月以上			1 2 1								
3 1	3 月未満			1 2 1								
	3 月以上 6 月未満			1 2 2								
	6 月以上 9 月未満			1 2 3								
	9 月以上 1 2 月未満			1 2 4								
	1 2 月以上			1 2 5								
3 2	3 月未満			1 2 5								
	3 月以上 6 月未満			1 2 5								
	6 月以上 9 月未満			1 2 5								
	9 月以上 1 2 月未満			1 2 5								
	1 2 月以上			1 2 5								
5 1	3 月未満	4 0	9 3	1 2 5	8 5	1 0 9	8 9	7 7	6 9	5 3	3 7	
	3 月以上 6 月未満	4 0	9 3	1 2 5	8 5	1 1 0	9 0	7 8	7 0	5 4	3 8	
	6 月以上 9 月未満	4 0	9 3	1 2 5	8 6	1 1 1	9 1	7 9	7 1	5 5	3 9	
	9 月以上 1 2 月未満	4 0	9 3	1 2 5	8 6	1 1 2	9 2	8 0	7 2	5 6	4 0	
	1 2 月以上	4 0	9 3	1 2 5	8 7	1 1 3	9 3	8 1	7 3	5 7	4 1	
5 2	3 月未満	4 0	9 3	1 2 5	8 7	1 1 3	9 3	8 1	7 3	5 7	4 1	
	3 月以上 6 月未満	4 0	9 3	1 2 5	8 7	1 1 3	9 3	8 2	7 4	5 8	4 2	
	6 月以上 9 月未満	4 0	9 3	1 2 5	8 8	1 1 3	9 3	8 3	7 5	5 9	4 3	
	9 月以上 1 2 月未満	4 0	9 3	1 2 5	8 8	1 1 3	9 3	8 4	7 6	6 0	4 4	
	1 2 月以上	4 0	9 3	1 2 5	8 9	1 1 3	9 3	8 5	7 7	6 1	4 5	
5 3	3 月未満				8 9							

	3 月以上 6 月未満				9 0						
	6 月以上 9 月未満				9 1						
	9 月以上 1 2 月未満				9 2						
	1 2 月以上				9 3						
5 4	3 月未満				9 3						
	3 月以上 6 月未満				9 4						
	6 月以上 9 月未満				9 5						
	9 月以上 1 2 月未満				9 6						
	1 2 月以上				9 7						
5 5	3 月未満				9 7						
	3 月以上 6 月未満				9 8						
	6 月以上 9 月未満				9 9						
	9 月以上 1 2 月未満				1 0 0						
	1 2 月以上				1 0 1						
5 6	3 月未満				1 0 1						
	3 月以上 6 月未満				1 0 2						
	6 月以上 9 月未満				1 0 3						
	9 月以上 1 2 月未満				1 0 4						
	1 2 月以上				1 0 5						
5 7	3 月未満				1 0 5						
	3 月以上 6 月未満				1 0 6						
	6 月以上 9 月未満				1 0 7						
	9 月以上 1 2 月未満				1 0 8						
	1 2 月以上				1 0 9						
5 8	3 月未満				1 0 9						
	3 月以上 6 月未満				1 0 9						
	6 月以上 9 月未満				1 1 0						
	9 月以上 1 2 月未満				1 1 0						
	1 2 月以上				1 1 1						
5 9	3 月未満				1 1 1						

	3 月以上 6 月未満				1 1 1						
	6 月以上 9 月未満				1 1 2						
	9 月以上 1 2 月未満				1 1 2						
	1 2 月以上				1 1 3						

備考 旧号俸欄の 5 0 以上は枠外号俸とし、それぞれ 5 1 は枠外 1 号、5 2 は枠外 2 号…を示す。

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満		1	1	5	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	6	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	7	1	1
	9 月以上 1 2 月未満		1	1	8	1	1
	1 2 月以上		1	1	9	1	1
2	3 月未満	1	1	1	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1 0	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1 1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	4	1	1 2	1	1
	1 2 月以上	5	5	1	1 3	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1 3	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1 4	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1 5	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	4	1 6	1	1
	1 2 月以上	9	9	5	1 7	1	1
4	3 月未満	9	9	5	1 7	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 0	1 0	6	1 8	1	1
	6 月以上 9 月未満	1 1	1 1	7	1 9	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 2	1 2	8	2 0	1	1
	1 2 月以上	1 3	1 3	9	2 1	1	1
5	3 月未満	1 3	1 3	9	2 1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 4	1 4	1 0	2 2	2	1
	6 月以上 9 月未満	1 5	1 5	1 1	2 3	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 6	1 6	1 2	2 4	4	1
	1 2 月以上	1 7	1 7	1 3	2 5	5	1
6	3 月未満	1 7	1 7	1 3	2 5	5	1
	3 月以上 6 月未満	1 8	1 8	1 4	2 6	6	2
	6 月以上 9 月未満	1 9	1 9	1 5	2 7	7	3
	9 月以上 1 2 月未満	2 0	2 0	1 6	2 8	8	4
	1 2 月以上	2 1	2 1	1 7	2 9	9	5
7	3 月未満	2 1	2 1	1 7	2 9	9	5
	3 月以上 6 月未満	2 2	2 2	1 8	3 0	1 0	6
	6 月以上 9 月未満	2 3	2 3	1 9	3 1	1 1	7
	9 月以上 1 2 月未満	2 4	2 4	2 0	3 2	1 2	8
	1 2 月以上	2 5	2 5	2 1	3 3	1 3	9
8	3 月未満	2 5	2 5	2 1	3 3	1 3	9

	3 月以上 6 月未満	2 6	2 6	2 2	3 4	1 4	1 0
	6 月以上 9 月未満	2 7	2 7	2 3	3 5	1 5	1 1
	9 月以上 1 2 月未満	2 8	2 8	2 4	3 6	1 6	1 2
	1 2 月以上	2 9	2 9	2 5	3 7	1 7	1 3
9	3 月未満	2 9	2 9	2 5	3 7	1 7	1 3
	3 月以上 6 月未満	3 0	3 0	2 6	3 8	1 8	1 4
	6 月以上 9 月未満	3 1	3 1	2 7	3 9	1 9	1 5
	9 月以上 1 2 月未満	3 2	3 2	2 8	4 0	2 0	1 6
	1 2 月以上	3 3	3 3	2 9	4 1	2 1	1 7
1 0	3 月未満	3 3	3 3	2 9	4 1	2 1	1 7
	3 月以上 6 月未満	3 4	3 4	3 0	4 2	2 2	1 8
	6 月以上 9 月未満	3 5	3 5	3 1	4 3	2 3	1 9
	9 月以上 1 2 月未満	3 6	3 6	3 2	4 4	2 4	2 0
	1 2 月以上	3 7	3 7	3 3	4 5	2 5	2 1
1 1	3 月未満	3 7	3 7	3 3	4 5	2 5	2 1
	3 月以上 6 月未満	3 8	3 8	3 4	4 6	2 6	2 2
	6 月以上 9 月未満	3 9	3 9	3 5	4 7	2 7	2 3
	9 月以上 1 2 月未満	4 0	4 0	3 6	4 8	2 8	2 4
	1 2 月以上	4 1	4 1	3 7	4 9	2 9	2 5
1 2	3 月未満	4 1	4 1	3 7	4 9	2 9	2 5
	3 月以上 6 月未満	4 2	4 2	3 8	5 0	3 0	2 6
	6 月以上 9 月未満	4 3	4 3	3 9	5 1	3 1	2 7
	9 月以上 1 2 月未満	4 4	4 4	4 0	5 2	3 2	2 8
	1 2 月以上	4 5	4 5	4 1	5 3	3 3	2 9
1 3	3 月未満	4 5	4 5	4 1	5 3	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未満	4 6	4 6	4 2	5 4	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未満	4 7	4 7	4 3	5 5	3 5	3 1
	9 月以上 1 2 月未満	4 8	4 8	4 4	5 6	3 6	3 2
	1 2 月以上	4 9	4 9	4 5	5 7	3 7	3 3
1 4	3 月未満	4 9	4 9	4 5	5 7	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未満	5 0	5 0	4 6	5 8	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未満	5 1	5 1	4 7	5 9	3 9	3 5
	9 月以上 1 2 月未満	5 2	5 2	4 8	6 0	4 0	3 6
	1 2 月以上	5 3	5 3	4 9	6 1	4 1	3 7
1 5	3 月未満	5 3	5 3	4 9	6 1	4 1	3 7
	3 月以上 6 月未満	5 4	5 4	5 0	6 2	4 2	3 8
	6 月以上 9 月未満	5 5	5 5	5 1	6 3	4 3	3 9
	9 月以上 1 2 月未満	5 6	5 6	5 2	6 4	4 4	4 0
	1 2 月以上	5 7	5 7	5 3	6 5	4 5	4 1
1 6	3 月未満	5 7	5 7	5 3	6 5	4 5	4 1
	3 月以上 6 月未満	5 8	5 8	5 4	6 6	4 6	4 2
	6 月以上 9 月未満	5 9	5 9	5 5	6 7	4 7	4 3
	9 月以上 1 2 月未満	6 0	6 0	5 6	6 8	4 8	4 4
	1 2 月以上	6 1	6 1	5 7	6 9	4 9	4 5
1 7	3 月未満	6 1	6 1	5 7	6 9	4 9	4 5
	3 月以上 6 月未満	6 2	6 2	5 8	7 0	5 0	4 6
	6 月以上 9 月未満	6 3	6 3	5 9	7 1	5 1	4 7
	9 月以上 1 2 月未満	6 4	6 4	6 0	7 2	5 2	4 8
	1 2 月以上	6 5	6 5	6 1	7 3	5 3	4 9

1 8	3 月未満	6 5	6 5	6 1	7 3	5 3	4 9
	3 月以上 6 月未満	6 6	6 6	6 2	7 4	5 4	5 0
	6 月以上 9 月未満	6 7	6 7	6 3	7 5	5 5	5 1
	9 月以上 1 2 月未満	6 8	6 8	6 4	7 6	5 6	5 2
	1 2 月以上	6 9	6 9	6 5	7 7	5 7	5 3
1 9	3 月未満	6 9	6 9	6 5	7 7	5 7	5 3
	3 月以上 6 月未満	7 0	7 0	6 5	7 8	5 8	5 4
	6 月以上 9 月未満	7 1	7 1	6 6	7 9	5 9	5 5
	9 月以上 1 2 月未満	7 2	7 2	6 6	8 0	6 0	5 6
	1 2 月以上	7 3	7 3	6 7	8 1	6 1	5 7
2 0	3 月未満	7 3	7 3	6 7	8 1	6 1	5 7
	3 月以上 6 月未満	7 4	7 4	6 7	8 2	6 2	5 8
	6 月以上 9 月未満	7 5	7 5	6 8	8 3	6 3	5 9
	9 月以上 1 2 月未満	7 6	7 6	6 8	8 4	6 4	6 0
	1 2 月以上	7 7	7 7	6 9	8 5	6 5	6 1
2 1	3 月未満	7 7	7 7	6 9	8 5	6 5	6 1
	3 月以上 6 月未満	7 8	7 8	7 0	8 6	6 6	6 2
	6 月以上 9 月未満	7 9	7 9	7 1	8 7	6 7	6 3
	9 月以上 1 2 月未満	8 0	8 0	7 2	8 8	6 8	6 4
	1 2 月以上	8 1	8 1	7 3	8 9	6 9	6 5
2 2	3 月未満	8 1	8 1	7 3	8 9	6 9	6 5
	3 月以上 6 月未満	8 2	8 2	7 3	9 0	7 0	6 6
	6 月以上 9 月未満	8 3	8 3	7 4	9 1	7 1	6 7
	9 月以上 1 2 月未満	8 4	8 4	7 4	9 2	7 2	6 8
	1 2 月以上	8 5	8 5	7 5	9 3	7 3	6 9
2 3	3 月未満	8 5	8 5	7 5	9 3	7 3	6 9
	3 月以上 6 月未満	8 6	8 6	7 5	9 4	7 4	6 9
	6 月以上 9 月未満	8 7	8 7	7 6	9 5	7 5	6 9
	9 月以上 1 2 月未満	8 8	8 8	7 6	9 6	7 6	6 9
	1 2 月以上	8 9	8 9	7 7	9 7	7 7	6 9
2 4	3 月未満	8 9	8 9	7 7	9 7	7 7	
	3 月以上 6 月未満	9 0	9 0	7 7	9 8	7 8	
	6 月以上 9 月未満	9 1	9 1	7 8	9 9	7 9	
	9 月以上 1 2 月未満	9 2	9 2	7 8	1 0 0	8 0	
	1 2 月以上	9 3	9 3	7 9	1 0 1	8 1	
2 5	3 月未満	9 3	9 3	7 9	1 0 1	8 1	
	3 月以上 6 月未満	9 4	9 4	7 9	1 0 2	8 2	
	6 月以上 9 月未満	9 5	9 5	8 0	1 0 3	8 3	
	9 月以上 1 2 月未満	9 6	9 6	8 0	1 0 4	8 4	
	1 2 月以上	9 7	9 7	8 1	1 0 5	8 5	
2 6	3 月未満	9 7	9 7	8 1	1 0 5	8 5	
	3 月以上 6 月未満	9 8	9 8	8 2	1 0 6	8 6	
	6 月以上 9 月未満	9 9	9 9	8 3	1 0 7	8 7	
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 0	1 0 0	8 4	1 0 8	8 8	
	1 2 月以上	1 0 1	1 0 1	8 5	1 0 9	8 9	
2 7	3 月未満	1 0 1	1 0 1	8 5	1 0 9	8 9	
	3 月以上 6 月未満	1 0 2	1 0 2	8 5	1 1 0	9 0	
	6 月以上 9 月未満	1 0 3	1 0 3	8 6	1 1 1	9 1	
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 4	1 0 4	8 6	1 1 2	9 2	

	1 2 月以上	1 0 5	1 0 5	8 7	1 1 3	9 3	
2 8	3 月未満	1 0 5	1 0 5	8 7	1 1 3		
	3 月以上 6 月未満	1 0 6	1 0 6	8 7	1 1 4		
	6 月以上 9 月未満	1 0 7	1 0 7	8 8	1 1 5		
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 8	1 0 8	8 8	1 1 6		
	1 2 月以上	1 0 9	1 0 9	8 9	1 1 7		
2 9	3 月未満	1 0 9	1 0 9	8 9	1 1 7		
	3 月以上 6 月未満	1 1 0	1 1 0	9 0	1 1 8		
	6 月以上 9 月未満	1 1 1	1 1 1	9 1	1 1 9		
	9 月以上 1 2 月未満	1 1 2	1 1 2	9 2	1 2 0		
	1 2 月以上	1 1 3	1 1 3	9 3	1 2 1		
3 0	3 月未満	1 1 3	1 1 3	9 3	1 2 1		
	3 月以上 6 月未満	1 1 4	1 1 4	9 3	1 2 2		
	6 月以上 9 月未満	1 1 5	1 1 5	9 4	1 2 3		
	9 月以上 1 2 月未満	1 1 6	1 1 6	9 4	1 2 4		
	1 2 月以上	1 1 7	1 1 7	9 5	1 2 5		
3 1	3 月未満	1 1 7	1 1 7	9 5	1 2 5		
	3 月以上 6 月未満	1 1 8	1 1 8	9 5	1 2 6		
	6 月以上 9 月未満	1 1 9	1 1 9	9 6	1 2 7		
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 0	1 2 0	9 6	1 2 8		
	1 2 月以上	1 2 1	1 2 1	9 7	1 2 9		
3 2	3 月未満	1 2 1	1 2 1				
	3 月以上 6 月未満	1 2 1	1 2 2				
	6 月以上 9 月未満	1 2 1	1 2 3				
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 1	1 2 4				
	1 2 月以上	1 2 1	1 2 5				
3 3	3 月未満		1 2 5				
	3 月以上 6 月未満		1 2 6				
	6 月以上 9 月未満		1 2 7				
	9 月以上 1 2 月未満		1 2 8				
	1 2 月以上		1 2 9				
5 1	3 月未満	1 2 1	1 2 9	9 7	1 2 9	9 3	6 9
	3 月以上 6 月未満	1 2 1	1 3 0	9 8	1 3 0	9 4	6 9
	6 月以上 9 月未満	1 2 1	1 3 1	9 9	1 3 1	9 5	6 9
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 1	1 3 2	1 0 0	1 3 2	9 6	6 9
	1 2 月以上	1 2 1	1 3 3	1 0 1	1 3 3	9 7	6 9
5 2	3 月未満	1 2 1	1 3 3	1 0 1	1 3 3	9 7	6 9
	3 月以上 6 月未満	1 2 1	1 3 4	1 0 2	1 3 3	9 8	6 9
	6 月以上 9 月未満	1 2 1	1 3 5	1 0 3	1 3 3	9 9	6 9
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 1	1 3 6	1 0 4	1 3 3	1 0 0	6 9
	1 2 月以上	1 2 1	1 3 7	1 0 5	1 3 3	1 0 1	6 9
5 3	3 月未満	1 2 1	1 3 7	1 0 5	1 3 3	1 0 1	6 9
	3 月以上 6 月未満	1 2 1	1 3 7	1 0 6	1 3 3	1 0 1	6 9
	6 月以上 9 月未満	1 2 1	1 3 7	1 0 7	1 3 3	1 0 1	6 9
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 1	1 3 7	1 0 8	1 3 3	1 0 1	6 9
	1 2 月以上	1 2 1	1 3 7	1 0 9	1 3 3	1 0 1	6 9
5 4	3 月未満	1 2 1	1 3 7	1 0 9	1 3 3	1 0 1	6 9
	3 月以上 6 月未満	1 2 1	1 3 7	1 0 9	1 3 3	1 0 1	6 9
	6 月以上 9 月未満	1 2 1	1 3 7	1 1 0	1 3 3	1 0 1	6 9

	9 月以上 1 2 月未満	1 2 1	1 3 7	1 1 0	1 3 3	1 0 1	6 9
	1 2 月以上	1 2 1	1 3 7	1 1 1	1 3 3	1 0 1	6 9

備考 旧号俸欄の 5 0 以上は枠外号俸とし、それぞれ 5 1 は枠外 1 号、5 2 は枠外 2 号…を示す。

ハ 専門業務職俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満		1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満		1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満		1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満		1	1	1	1	1
	1 2 月以上		1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	4	1	1	1	1
	1 2 月以上	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	9	9	5	1	1	1
4	3 月未満	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 0	1 0	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	1 1	1 1	7	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 2	1 2	8	4	1	1
	1 2 月以上	1 3	1 3	9	5	1	1
5	3 月未満	1 3	1 3	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 4	1 4	1 0	6	1	1
	6 月以上 9 月未満	1 5	1 5	1 1	7	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 6	1 6	1 2	8	1	1
	1 2 月以上	1 7	1 7	1 3	9	1	1
6	3 月未満	1 7	1 7	1 3	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 8	1 8	1 4	1 0	2	1
	6 月以上 9 月未満	1 9	1 9	1 5	1 1	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	2 0	2 0	1 6	1 2	4	1
	1 2 月以上	2 1	2 1	1 7	1 3	5	1
7	3 月未満	2 1	2 1	1 7	1 3	5	1
	3 月以上 6 月未満	2 2	2 2	1 8	1 4	6	2
	6 月以上 9 月未満	2 3	2 3	1 9	1 5	7	3
	9 月以上 1 2 月未満	2 4	2 4	2 0	1 6	8	4
	1 2 月以上	2 5	2 5	2 1	1 7	9	5
8	3 月未満	2 5	2 5	2 1	1 7	9	5
	3 月以上 6 月未満	2 6	2 6	2 2	1 8	1 0	6
	6 月以上 9 月未満	2 7	2 7	2 3	1 9	1 1	7
	9 月以上 1 2 月未満	2 8	2 8	2 4	2 0	1 2	8
	1 2 月以上	2 9	2 9	2 5	2 1	1 3	9
9	3 月未満	2 9	2 9	2 5	2 1	1 3	9
	3 月以上 6 月未満	3 0	3 0	2 6	2 2	1 4	1 0

	6 月以上 9 月未満	3 1	3 1	2 7	2 3	1 5	1 1
	9 月以上 1 2 月未満	3 2	3 2	2 8	2 4	1 6	1 2
	1 2 月以上	3 3	3 3	2 9	2 5	1 7	1 3
1 0	3 月未満	3 3	3 3	2 9	2 5	1 7	1 3
	3 月以上 6 月未満	3 4	3 4	3 0	2 6	1 8	1 4
	6 月以上 9 月未満	3 5	3 5	3 1	2 7	1 9	1 5
	9 月以上 1 2 月未満	3 6	3 6	3 2	2 8	2 0	1 6
	1 2 月以上	3 7	3 7	3 3	2 9	2 1	1 7
1 1	3 月未満	3 7	3 7	3 3	2 9	2 1	1 7
	3 月以上 6 月未満	3 8	3 8	3 4	3 0	2 2	1 8
	6 月以上 9 月未満	3 9	3 9	3 5	3 1	2 3	1 9
	9 月以上 1 2 月未満	4 0	4 0	3 6	3 2	2 4	2 0
	1 2 月以上	4 1	4 1	3 7	3 3	2 5	2 1
1 2	3 月未満	4 1	4 1	3 7	3 3	2 5	2 1
	3 月以上 6 月未満	4 2	4 2	3 8	3 4	2 6	2 2
	6 月以上 9 月未満	4 3	4 3	3 9	3 5	2 7	2 3
	9 月以上 1 2 月未満	4 4	4 4	4 0	3 6	2 8	2 4
	1 2 月以上	4 5	4 5	4 1	3 7	2 9	2 5
1 3	3 月未満	4 5	4 5	4 1	3 7	2 9	2 5
	3 月以上 6 月未満	4 6	4 6	4 2	3 8	3 0	2 6
	6 月以上 9 月未満	4 7	4 7	4 3	3 9	3 1	2 7
	9 月以上 1 2 月未満	4 8	4 8	4 4	4 0	3 2	2 8
	1 2 月以上	4 9	4 9	4 5	4 1	3 3	2 9
1 4	3 月未満	4 9	4 9	4 5	4 1	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未満	5 0	5 0	4 6	4 2	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未満	5 1	5 1	4 7	4 3	3 5	3 1
	9 月以上 1 2 月未満	5 2	5 2	4 8	4 4	3 6	3 2
	1 2 月以上	5 3	5 3	4 9	4 5	3 7	3 3
1 5	3 月未満	5 3	5 3	4 9	4 5	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未満	5 4	5 4	5 0	4 6	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未満	5 5	5 5	5 1	4 7	3 9	3 5
	9 月以上 1 2 月未満	5 6	5 6	5 2	4 8	4 0	3 6
	1 2 月以上	5 7	5 7	5 3	4 9	4 1	3 7
1 6	3 月未満	5 7	5 7	5 3	4 9	4 1	
	3 月以上 6 月未満	5 8	5 8	5 4	5 0	4 2	
	6 月以上 9 月未満	5 9	5 9	5 5	5 1	4 3	
	9 月以上 1 2 月未満	6 0	6 0	5 6	5 2	4 4	
	1 2 月以上	6 1	6 1	5 7	5 3	4 5	
1 7	3 月未満	6 1	6 1	5 7	5 3	4 5	
	3 月以上 6 月未満	6 2	6 2	5 8	5 4	4 6	
	6 月以上 9 月未満	6 3	6 3	5 9	5 5	4 7	
	9 月以上 1 2 月未満	6 4	6 4	6 0	5 6	4 8	
	1 2 月以上	6 5	6 5	6 1	5 7	4 9	
1 8	3 月未満	6 5	6 5	6 1	5 7	4 9	
	3 月以上 6 月未満	6 6	6 6	6 2	5 8	5 0	
	6 月以上 9 月未満	6 7	6 7	6 3	5 9	5 1	
	9 月以上 1 2 月未満	6 8	6 8	6 4	6 0	5 2	
	1 2 月以上	6 9	6 9	6 5	6 1	5 3	
1 9	3 月未満	6 9	6 9	6 5	6 1		

	3月以上6月未満	7 0	7 0	6 6	6 2		
	6月以上9月未満	7 1	7 1	6 7	6 3		
	9月以上12月未満	7 2	7 2	6 8	6 4		
	12月以上	7 3	7 3	6 9	6 5		
	3月未満	7 3	7 3	6 9	6 5		
2 0	3月以上6月未満	7 4	7 4	7 0	6 6		
	6月以上9月未満	7 5	7 5	7 1	6 7		
	9月以上12月未満	7 6	7 6	7 2	6 8		
	12月以上	7 7	7 7	7 3	6 9		
	3月未満	7 7	7 7	7 3			
2 1	3月以上6月未満	7 8	7 8	7 4			
	6月以上9月未満	7 9	7 9	7 5			
	9月以上12月未満	8 0	8 0	7 6			
	12月以上	8 1	8 1	7 7			
	3月未満	8 1	8 1	7 7			
2 2	3月以上6月未満	8 2	8 1	7 8			
	6月以上9月未満	8 3	8 1	7 9			
	9月以上12月未満	8 4	8 1	8 0			
	12月以上	8 5	8 1	8 1			
	3月未満	8 5					
2 3	3月以上6月未満	8 6					
	6月以上9月未満	8 7					
	9月以上12月未満	8 8					
	12月以上	8 9					
	3月未満	8 9					
2 4	3月以上6月未満	9 0					
	6月以上9月未満	9 1					
	9月以上12月未満	9 2					
	12月以上	9 3					
	3月未満	9 3					
2 5	3月以上6月未満	9 3					
	6月以上9月未満	9 3					
	9月以上12月未満	9 3					
	12月以上	9 3					
	3月未満	9 3					

ニ 教育職俸給表の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1

	6 月以上 9 月未満	7	7	7	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	8	1	1
	1 2 月以上	9	9	9	1	1
4	3 月未満	9	9	9	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 0	1 0	1 0	2	1
	6 月以上 9 月未満	1 1	1 1	1 1	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 2	1 2	1 2	4	1
	1 2 月以上	1 3	1 3	1 3	5	1
5	3 月未満	1 3	1 3	1 3	5	1
	3 月以上 6 月未満	1 4	1 4	1 4	6	1
	6 月以上 9 月未満	1 5	1 5	1 5	7	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 6	1 6	1 6	8	1
	1 2 月以上	1 7	1 7	1 7	9	1
6	3 月未満	1 7	1 7	1 7	9	1
	3 月以上 6 月未満	1 8	1 8	1 8	1 0	2
	6 月以上 9 月未満	1 9	1 9	1 9	1 1	3
	9 月以上 1 2 月未満	2 0	2 0	2 0	1 2	4
	1 2 月以上	2 1	2 1	2 1	1 3	5
7	3 月未満	2 1	2 1	2 1	1 3	5
	3 月以上 6 月未満	2 2	2 2	2 2	1 4	6
	6 月以上 9 月未満	2 3	2 3	2 3	1 5	7
	9 月以上 1 2 月未満	2 4	2 4	2 4	1 6	8
	1 2 月以上	2 5	2 5	2 5	1 7	9
8	3 月未満	2 5	2 5	2 5	1 7	9
	3 月以上 6 月未満	2 6	2 6	2 6	1 8	1 0
	6 月以上 9 月未満	2 7	2 7	2 7	1 9	1 1
	9 月以上 1 2 月未満	2 8	2 8	2 8	2 0	1 2
	1 2 月以上	2 9	2 9	2 9	2 1	1 3
9	3 月未満	2 9	2 9	2 9	2 1	1 3
	3 月以上 6 月未満	3 0	3 0	3 0	2 2	1 4
	6 月以上 9 月未満	3 1	3 1	3 1	2 3	1 5
	9 月以上 1 2 月未満	3 2	3 2	3 2	2 4	1 6
	1 2 月以上	3 3	3 3	3 3	2 5	1 7
1 0	3 月未満	3 3	3 3	3 3	2 5	1 7
	3 月以上 6 月未満	3 4	3 4	3 4	2 6	1 8
	6 月以上 9 月未満	3 5	3 5	3 5	2 7	1 9
	9 月以上 1 2 月未満	3 6	3 6	3 6	2 8	2 0
	1 2 月以上	3 7	3 7	3 7	2 9	2 1
1 1	3 月未満	3 7	3 7	3 7	2 9	2 1
	3 月以上 6 月未満	3 8	3 8	3 8	3 0	2 2
	6 月以上 9 月未満	3 9	3 9	3 9	3 1	2 3
	9 月以上 1 2 月未満	4 0	4 0	4 0	3 2	2 4
	1 2 月以上	4 1	4 1	4 1	3 3	2 5
1 2	3 月未満	4 1	4 1	4 1	3 3	2 5
	3 月以上 6 月未満	4 2	4 2	4 2	3 4	2 6
	6 月以上 9 月未満	4 3	4 3	4 3	3 5	2 7
	9 月以上 1 2 月未満	4 4	4 4	4 4	3 6	2 8
	1 2 月以上	4 5	4 5	4 5	3 7	2 9
1 3	3 月未満	4 5	4 5	4 5	3 7	2 9

	3 月以上 6 月未満	4 6	4 6	4 6	3 8	3 0
	6 月以上 9 月未満	4 7	4 7	4 7	3 9	3 1
	9 月以上 1 2 月未満	4 8	4 8	4 8	4 0	3 2
	1 2 月以上	4 9	4 9	4 9	4 1	3 3
1 4	3 月未満	4 9	4 9	4 9	4 1	3 3
	3 月以上 6 月未満	5 0	5 0	5 0	4 2	3 4
	6 月以上 9 月未満	5 1	5 1	5 1	4 3	3 5
	9 月以上 1 2 月未満	5 2	5 2	5 2	4 4	3 6
	1 2 月以上	5 3	5 3	5 3	4 5	3 7
1 5	3 月未満	5 3	5 3	5 3	4 5	3 7
	3 月以上 6 月未満	5 4	5 4	5 4	4 6	3 8
	6 月以上 9 月未満	5 5	5 5	5 5	4 7	3 9
	9 月以上 1 2 月未満	5 6	5 6	5 6	4 8	4 0
	1 2 月以上	5 7	5 7	5 7	4 9	4 1
1 6	3 月未満	5 7	5 7	5 7	4 9	4 1
	3 月以上 6 月未満	5 8	5 8	5 8	5 0	4 2
	6 月以上 9 月未満	5 9	5 9	5 9	5 1	4 3
	9 月以上 1 2 月未満	6 0	6 0	6 0	5 2	4 4
	1 2 月以上	6 1	6 1	6 1	5 3	4 5
1 7	3 月未満	6 1	6 1	6 1	5 3	4 5
	3 月以上 6 月未満	6 2	6 2	6 2	5 4	4 6
	6 月以上 9 月未満	6 3	6 3	6 3	5 5	4 7
	9 月以上 1 2 月未満	6 4	6 4	6 4	5 6	4 8
	1 2 月以上	6 5	6 5	6 5	5 7	4 9
1 8	3 月未満	6 5	6 5	6 5	5 7	4 9
	3 月以上 6 月未満	6 6	6 6	6 6	5 8	5 0
	6 月以上 9 月未満	6 7	6 7	6 7	5 9	5 1
	9 月以上 1 2 月未満	6 8	6 8	6 8	6 0	5 2
	1 2 月以上	6 9	6 9	6 9	6 1	5 3
1 9	3 月未満	6 9	6 9	6 9	6 1	5 3
	3 月以上 6 月未満	7 0	7 0	7 0	6 2	5 4
	6 月以上 9 月未満	7 1	7 1	7 1	6 3	5 5
	9 月以上 1 2 月未満	7 2	7 2	7 2	6 4	5 6
	1 2 月以上	7 3	7 3	7 3	6 5	5 7
2 0	3 月未満	7 3	7 3	7 3	6 5	5 7
	3 月以上 6 月未満	7 4	7 4	7 4	6 6	5 8
	6 月以上 9 月未満	7 5	7 5	7 5	6 7	5 9
	9 月以上 1 2 月未満	7 6	7 6	7 6	6 8	6 0
	1 2 月以上	7 7	7 7	7 7	6 9	6 1
2 1	3 月未満	7 7	7 7	7 7	6 9	6 1
	3 月以上 6 月未満	7 8	7 8	7 8	7 0	6 2
	6 月以上 9 月未満	7 9	7 9	7 9	7 1	6 3
	9 月以上 1 2 月未満	8 0	8 0	8 0	7 2	6 4
	1 2 月以上	8 1	8 1	8 1	7 3	6 5
2 2	3 月未満	8 1	8 1	8 1	7 3	6 5
	3 月以上 6 月未満	8 2	8 2	8 2	7 4	6 6
	6 月以上 9 月未満	8 3	8 3	8 3	7 5	6 7
	9 月以上 1 2 月未満	8 4	8 4	8 4	7 6	6 8
	1 2 月以上	8 5	8 5	8 5	7 7	6 9

2 3	3 月未満	8 5	8 5	8 5	7 7	6 9
	3 月以上 6 月未満	8 6	8 6	8 6	7 8	7 0
	6 月以上 9 月未満	8 7	8 7	8 7	7 9	7 1
	9 月以上 1 2 月未満	8 8	8 8	8 8	8 0	7 2
	1 2 月以上	8 9	8 9	8 9	8 1	7 3
2 4	3 月未満	8 9	8 9	8 9	8 1	
	3 月以上 6 月未満	9 0	9 0	9 0	8 2	
	6 月以上 9 月未満	9 1	9 1	9 1	8 3	
	9 月以上 1 2 月未満	9 2	9 2	9 2	8 4	
	1 2 月以上	9 3	9 3	9 3	8 5	
2 5	3 月未満	9 3	9 3	9 3	8 5	
	3 月以上 6 月未満	9 4	9 4	9 4	8 6	
	6 月以上 9 月未満	9 5	9 5	9 5	8 7	
	9 月以上 1 2 月未満	9 6	9 6	9 6	8 8	
	1 2 月以上	9 7	9 7	9 7	8 9	
2 6	3 月未満	9 7	9 7	9 7	8 9	
	3 月以上 6 月未満	9 8	9 8	9 8	9 0	
	6 月以上 9 月未満	9 9	9 9	9 9	9 1	
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 0	1 0 0	1 0 0	9 2	
	1 2 月以上	1 0 1	1 0 1	1 0 1	9 3	
2 7	3 月未満	1 0 1	1 0 1	1 0 1		
	3 月以上 6 月未満	1 0 2	1 0 2	1 0 2		
	6 月以上 9 月未満	1 0 3	1 0 3	1 0 3		
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 4	1 0 4	1 0 4		
	1 2 月以上	1 0 5	1 0 5	1 0 5		
2 8	3 月未満	1 0 5	1 0 5	1 0 5		
	3 月以上 6 月未満	1 0 6	1 0 6	1 0 6		
	6 月以上 9 月未満	1 0 7	1 0 7	1 0 7		
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 8	1 0 8	1 0 8		
	1 2 月以上	1 0 9	1 0 9	1 0 9		
2 9	3 月未満	1 0 9	1 0 9			
	3 月以上 6 月未満	1 1 0	1 1 0			
	6 月以上 9 月未満	1 1 1	1 1 1			
	9 月以上 1 2 月未満	1 1 2	1 1 2			
	1 2 月以上	1 1 3	1 1 3			
3 0	3 月未満	1 1 3	1 1 3			
	3 月以上 6 月未満	1 1 4	1 1 4			
	6 月以上 9 月未満	1 1 5	1 1 5			
	9 月以上 1 2 月未満	1 1 6	1 1 6			
	1 2 月以上	1 1 7	1 1 7			
3 1	3 月未満	1 1 7	1 1 7			
	3 月以上 6 月未満	1 1 8	1 1 8			
	6 月以上 9 月未満	1 1 9	1 1 9			
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 0	1 2 0			
	1 2 月以上	1 2 1	1 2 1			
3 2	3 月未満	1 2 1	1 2 1			
	3 月以上 6 月未満	1 2 2	1 2 2			
	6 月以上 9 月未満	1 2 3	1 2 3			
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 4	1 2 4			

	1 2 月以上	1 2 5	1 2 5			
3 3	3 月未満	1 2 5	1 2 5			
	3 月以上 6 月未満	1 2 6	1 2 6			
	6 月以上 9 月未満	1 2 7	1 2 7			
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 8	1 2 8			
	1 2 月以上	1 2 9	1 2 9			
3 4	3 月未満	1 2 9	1 2 9			
	3 月以上 6 月未満	1 3 0	1 3 0			
	6 月以上 9 月未満	1 3 1	1 3 1			
	9 月以上 1 2 月未満	1 3 2	1 3 2			
	1 2 月以上	1 3 3	1 3 3			
3 5	3 月未満	1 3 3				
	3 月以上 6 月未満	1 3 4				
	6 月以上 9 月未満	1 3 5				
	9 月以上 1 2 月未満	1 3 6				
	1 2 月以上	1 3 7				
3 6	3 月未満	1 3 7				
	3 月以上 6 月未満	1 3 8				
	6 月以上 9 月未満	1 3 9				
	9 月以上 1 2 月未満	1 4 0				
	1 2 月以上	1 4 1				
3 7	3 月未満	1 4 1				
	3 月以上 6 月未満	1 4 2				
	6 月以上 9 月未満	1 4 3				
	9 月以上 1 2 月未満	1 4 4				
	1 2 月以上	1 4 5				
3 8	3 月未満	1 4 5				
	3 月以上 6 月未満	1 4 6				
	6 月以上 9 月未満	1 4 7				
	9 月以上 1 2 月未満	1 4 8				
	1 2 月以上	1 4 9				
5 1	3 月未満	1 4 9	1 3 3	1 0 9	9 3	7 3
	3 月以上 6 月未満	1 5 0	1 3 4	1 1 0	9 4	7 4
	6 月以上 9 月未満	1 5 1	1 3 5	1 1 1	9 5	7 5
	9 月以上 1 2 月未満	1 5 2	1 3 6	1 1 2	9 6	7 6
	1 2 月以上	1 5 3	1 3 7	1 1 3	9 7	7 7
5 2	3 月未満	1 5 3	1 3 7	1 1 3	9 7	7 7
	3 月以上 6 月未満	1 5 4	1 3 8	1 1 4	9 8	7 8
	6 月以上 9 月未満	1 5 5	1 3 9	1 1 5	9 9	7 9
	9 月以上 1 2 月未満	1 5 6	1 4 0	1 1 6	1 0 0	8 0
	1 2 月以上	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
5 3	3 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	3 月以上 6 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	6 月以上 9 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	9 月以上 1 2 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	1 2 月以上	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
5 4	3 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	3 月以上 6 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	6 月以上 9 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1

5 5	9 月以上 1 2 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	1 2 月以上	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	3 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	3 月以上 6 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	6 月以上 9 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	9 月以上 1 2 月未満	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1
	1 2 月以上	1 5 7	1 4 1	1 1 7	1 0 1	8 1

備考 旧号俸欄の 5 0 以上は枠外号俸とし、それぞれ 5 1 は枠外 1 号、5 2 は枠外 2 号…を示す。

ホ 医療職俸給表（一）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	3 月未満			1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満			1	1	1	1	1
	1 2 月以上			1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	4	4	1	1	1	1
	1 2 月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 0	1 0	1 0	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	1 1	1 1	1 1	7	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 2	1 2	1 2	8	4	1	1
	1 2 月以上	1 3	1 3	1 3	9	5	1	1
5	3 月未満	1 3	1 3	1 3	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 4	1 4	1 4	1 0	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	1 5	1 5	1 5	1 1	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 6	1 6	1 6	1 2	8	4	1
	1 2 月以上	1 7	1 7	1 7	1 3	9	5	1
6	3 月未満	1 7	1 7	1 7	1 3	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	1 8	1 8	1 8	1 4	1 0	6	2
	6 月以上 9 月未満	1 9	1 9	1 9	1 5	1 1	7	3
	9 月以上 1 2 月未満	2 0	2 0	2 0	1 6	1 2	8	4
	1 2 月以上	2 1	2 1	2 1	1 7	1 3	9	5
7	3 月未満	2 1	2 1	2 1	1 7	1 3	9	5
	3 月以上 6 月未満	2 2	2 2	2 2	1 8	1 4	1 0	6
	6 月以上 9 月未満	2 3	2 3	2 3	1 9	1 5	1 1	7
	9 月以上 1 2 月未満	2 4	2 4	2 4	2 0	1 6	1 2	8
	1 2 月以上	2 5	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3	9
8	3 月未満	2 5	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3	9
	3 月以上 6 月未満	2 6	2 6	2 6	2 2	1 8	1 4	1 0

	6 月以上 9 月未満	2 7	2 7	2 7	2 3	1 9	1 5	1 1
	9 月以上 1 2 月未満	2 8	2 8	2 8	2 4	2 0	1 6	1 2
	1 2 月以上	2 9	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
9	3 月未満	2 9	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
	3 月以上 6 月未満	3 0	3 0	3 0	2 6	2 2	1 8	1 4
	6 月以上 9 月未満	3 1	3 1	3 1	2 7	2 3	1 9	1 5
	9 月以上 1 2 月未満	3 2	3 2	3 2	2 8	2 4	2 0	1 6
	1 2 月以上	3 3	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
1 0	3 月未満	3 3	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
	3 月以上 6 月未満	3 4	3 4	3 4	3 0	2 6	2 2	1 8
	6 月以上 9 月未満	3 5	3 5	3 5	3 1	2 7	2 3	1 9
	9 月以上 1 2 月未満	3 6	3 6	3 6	3 2	2 8	2 4	2 0
	1 2 月以上	3 7	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
1 1	3 月未満	3 7	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
	3 月以上 6 月未満	3 8	3 8	3 8	3 4	3 0	2 6	2 2
	6 月以上 9 月未満	3 9	3 9	3 9	3 5	3 1	2 7	2 3
	9 月以上 1 2 月未満	4 0	4 0	4 0	3 6	3 2	2 8	2 4
	1 2 月以上	4 1	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
1 2	3 月未満	4 1	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
	3 月以上 6 月未満	4 2	4 2	4 2	3 8	3 4	3 0	2 6
	6 月以上 9 月未満	4 3	4 3	4 3	3 9	3 5	3 1	2 7
	9 月以上 1 2 月未満	4 4	4 4	4 4	4 0	3 6	3 2	2 8
	1 2 月以上	4 5	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
1 3	3 月未満	4 5	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未満	4 6	4 6	4 6	4 2	3 8	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未満	4 7	4 7	4 7	4 3	3 9	3 5	3 1
	9 月以上 1 2 月未満	4 8	4 8	4 8	4 4	4 0	3 6	3 2
	1 2 月以上	4 9	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
1 4	3 月未満	4 9	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未満	5 0	5 0	5 0	4 6	4 2	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未満	5 1	5 1	5 1	4 7	4 3	3 9	3 5
	9 月以上 1 2 月未満	5 2	5 2	5 2	4 8	4 4	4 0	3 6
	1 2 月以上	5 3	5 3	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7
1 5	3 月未満	5 3	5 3	5 3	4 9	4 5	4 1	3 7
	3 月以上 6 月未満	5 4	5 4	5 4	5 0	4 6	4 2	3 8
	6 月以上 9 月未満	5 5	5 5	5 5	5 1	4 7	4 3	3 9
	9 月以上 1 2 月未満	5 6	5 6	5 6	5 2	4 8	4 4	4 0
	1 2 月以上	5 7	5 7	5 7	5 3	4 9	4 5	4 1
1 6	3 月未満	5 7	5 7	5 7	5 3	4 9	4 5	4 1
	3 月以上 6 月未満	5 8	5 8	5 8	5 4	5 0	4 6	4 2
	6 月以上 9 月未満	5 9	5 9	5 9	5 5	5 1	4 7	4 3
	9 月以上 1 2 月未満	6 0	6 0	6 0	5 6	5 2	4 8	4 4
	1 2 月以上	6 1	6 1	6 1	5 7	5 3	4 9	4 5
1 7	3 月未満	6 1	6 1	6 1	5 7	5 3	4 9	4 5
	3 月以上 6 月未満	6 2	6 2	6 2	5 8	5 4	5 0	4 6
	6 月以上 9 月未満	6 3	6 3	6 3	5 9	5 5	5 1	4 7
	9 月以上 1 2 月未満	6 4	6 4	6 4	6 0	5 6	5 2	4 8
	1 2 月以上	6 5	6 5	6 5	6 1	5 7	5 3	4 9
1 8	3 月未満	6 5	6 5	6 5	6 1	5 7	5 3	

	3月以上6月未満	6 6	6 6	6 6	6 2	5 8	5 4	
	6月以上9月未満	6 7	6 7	6 7	6 3	5 9	5 5	
	9月以上1 2月未満	6 8	6 8	6 8	6 4	6 0	5 6	
	1 2月以上	6 9	6 9	6 9	6 5	6 1	5 7	
1 9	3月未満	6 9	6 9	6 9	6 5	6 1	5 7	
	3月以上6月未満	7 0	7 0	7 0	6 6	6 2	5 8	
	6月以上9月未満	7 1	7 1	7 1	6 7	6 3	5 9	
	9月以上1 2月未満	7 2	7 2	7 2	6 8	6 4	6 0	
	1 2月以上	7 3	7 3	7 3	6 9	6 5	6 1	
2 0	3月未満	7 3	7 3	7 3	6 9	6 5	6 1	
	3月以上6月未満	7 4	7 4	7 4	7 0	6 6	6 2	
	6月以上9月未満	7 5	7 5	7 5	7 1	6 7	6 3	
	9月以上1 2月未満	7 6	7 6	7 6	7 2	6 8	6 4	
	1 2月以上	7 7	7 7	7 7	7 3	6 9	6 5	
2 1	3月未満	7 7	7 7	7 7	7 3	6 9		
	3月以上6月未満	7 8	7 8	7 8	7 4	7 0		
	6月以上9月未満	7 9	7 9	7 9	7 5	7 1		
	9月以上1 2月未満	8 0	8 0	8 0	7 6	7 2		
	1 2月以上	8 1	8 1	8 1	7 7	7 3		
2 2	3月未満	8 1	8 1	8 1	7 7	7 3		
	3月以上6月未満	8 2	8 2	8 2	7 8	7 4		
	6月以上9月未満	8 3	8 3	8 3	7 9	7 5		
	9月以上1 2月未満	8 4	8 4	8 4	8 0	7 6		
	1 2月以上	8 5	8 5	8 5	8 1	7 7		
2 3	3月未満	8 5	8 5	8 5	8 1	7 7		
	3月以上6月未満	8 5	8 6	8 6	8 2	7 8		
	6月以上9月未満	8 5	8 7	8 7	8 3	7 9		
	9月以上1 2月未満	8 5	8 8	8 8	8 4	8 0		
	1 2月以上	8 5	8 9	8 9	8 5	8 1		
2 4	3月未満		8 9	8 9	8 5			
	3月以上6月未満		9 0	9 0	8 6			
	6月以上9月未満		9 1	9 1	8 7			
	9月以上1 2月未満		9 2	9 2	8 8			
	1 2月以上		9 3	9 3	8 9			
2 5	3月未満		9 3	9 3	8 9			
	3月以上6月未満		9 4	9 4	9 0			
	6月以上9月未満		9 5	9 5	9 1			
	9月以上1 2月未満		9 6	9 6	9 2			
	1 2月以上		9 7	9 7	9 3			
2 6	3月未満		9 7	9 7	9 3			
	3月以上6月未満		9 8	9 8	9 4			
	6月以上9月未満		9 9	9 9	9 5			
	9月以上1 2月未満		1 0 0	1 0 0	9 6			
	1 2月以上		1 0 1	1 0 1	9 7			
2 7	3月未満		1 0 1	1 0 1	9 7			
	3月以上6月未満		1 0 2	1 0 2	9 8			
	6月以上9月未満		1 0 3	1 0 3	9 9			
	9月以上1 2月未満		1 0 4	1 0 4	1 0 0			
	1 2月以上		1 0 5	1 0 5	1 0 1			

2 8	3 月未満		1 0 5	1 0 5				
	3 月以上 6 月未満		1 0 5	1 0 6				
	6 月以上 9 月未満		1 0 5	1 0 7				
	9 月以上 1 2 月未満		1 0 5	1 0 8				
	1 2 月以上		1 0 5	1 0 9				
2 9	3 月未満			1 0 9				
	3 月以上 6 月未満			1 1 0				
	6 月以上 9 月未満			1 1 1				
	9 月以上 1 2 月未満			1 1 2				
	1 2 月以上			1 1 3				
3 0	3 月未満			1 1 3				
	3 月以上 6 月未満			1 1 3				
	6 月以上 9 月未満			1 1 3				
	9 月以上 1 2 月未満			1 1 3				
	1 2 月以上			1 1 3				
5 1	3 月未満	8 5	1 0 5	1 1 3	1 0 1	8 1	6 5	4 9
	3 月以上 6 月未満	8 5	1 0 5	1 1 3	1 0 2	8 2	6 5	5 0
	6 月以上 9 月未満	8 5	1 0 5	1 1 3	1 0 3	8 3	6 5	5 1
	9 月以上 1 2 月未満	8 5	1 0 5	1 1 3	1 0 4	8 4	6 5	5 2
	1 2 月以上	8 5	1 0 5	1 1 3	1 0 5	8 5	6 5	5 3
5 2	3 月未満	8 5	1 0 5	1 1 3	1 0 5	8 5	6 5	5 3
	3 月以上 6 月未満	8 5	1 0 5	1 1 3	1 0 5	8 5	6 5	5 3
	6 月以上 9 月未満	8 5	1 0 5	1 1 3	1 0 5	8 5	6 5	5 3
	9 月以上 1 2 月未満	8 5	1 0 5	1 1 3	1 0 5	8 5	6 5	5 3
	1 2 月以上	8 5	1 0 5	1 1 3	1 0 5	8 5	6 5	5 3

備考 旧号俸欄の 5 0 以上は枠外号俸とし、それぞれ 5 1 は枠外 1 号、5 2 は枠外 2 号…を示す。

へ 医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員の新号俸

旧号俸	旧級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	経過期間							
1	3 月未満			1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			1	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			1	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満			1	1	1	1	1
	1 2 月以上			1	1	1	1	1
2	3 月未満	1	1	1	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	2	2	1	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	3	3	1	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	4	4	4	1	1	1	1
	1 2 月以上	5	5	5	1	1	1	1
3	3 月未満	5	5	5	1	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	6	6	2	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	7	7	3	1	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	8	8	8	4	1	1	1
	1 2 月以上	9	9	9	5	1	1	1
4	3 月未満	9	9	9	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 0	1 0	1 0	6	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	1 1	1 1	1 1	7	3	1	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 2	1 2	1 2	8	4	1	1

	1 2 月以上	1 3	1 3	1 3	9	5	1	1
5	3 月未満	1 3	1 3	1 3	9	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	1 4	1 4	1 4	1 0	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	1 5	1 5	1 5	1 1	7	3	1
	9 月以上 1 2 月未満	1 6	1 6	1 6	1 2	8	4	1
	1 2 月以上	1 7	1 7	1 7	1 3	9	5	1
6	3 月未満	1 7	1 7	1 7	1 3	9	5	1
	3 月以上 6 月未満	1 8	1 8	1 8	1 4	1 0	6	2
	6 月以上 9 月未満	1 9	1 9	1 9	1 5	1 1	7	3
	9 月以上 1 2 月未満	2 0	2 0	2 0	1 6	1 2	8	4
	1 2 月以上	2 1	2 1	2 1	1 7	1 3	9	5
7	3 月未満	2 1	2 1	2 1	1 7	1 3	9	5
	3 月以上 6 月未満	2 2	2 2	2 2	1 8	1 4	1 0	6
	6 月以上 9 月未満	2 3	2 3	2 3	1 9	1 5	1 1	7
	9 月以上 1 2 月未満	2 4	2 4	2 4	2 0	1 6	1 2	8
	1 2 月以上	2 5	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3	9
8	3 月未満	2 5	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3	9
	3 月以上 6 月未満	2 6	2 6	2 6	2 2	1 8	1 4	1 0
	6 月以上 9 月未満	2 7	2 7	2 7	2 3	1 9	1 5	1 1
	9 月以上 1 2 月未満	2 8	2 8	2 8	2 4	2 0	1 6	1 2
	1 2 月以上	2 9	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
9	3 月未満	2 9	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 3
	3 月以上 6 月未満	3 0	3 0	3 0	2 6	2 2	1 8	1 4
	6 月以上 9 月未満	3 1	3 1	3 1	2 7	2 3	1 9	1 5
	9 月以上 1 2 月未満	3 2	3 2	3 2	2 8	2 4	2 0	1 6
	1 2 月以上	3 3	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
1 0	3 月未満	3 3	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1	1 7
	3 月以上 6 月未満	3 4	3 4	3 4	3 0	2 6	2 2	1 8
	6 月以上 9 月未満	3 5	3 5	3 5	3 1	2 7	2 3	1 9
	9 月以上 1 2 月未満	3 6	3 6	3 6	3 2	2 8	2 4	2 0
	1 2 月以上	3 7	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
1 1	3 月未満	3 7	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5	2 1
	3 月以上 6 月未満	3 8	3 8	3 8	3 4	3 0	2 6	2 2
	6 月以上 9 月未満	3 9	3 9	3 9	3 5	3 1	2 7	2 3
	9 月以上 1 2 月未満	4 0	4 0	4 0	3 6	3 2	2 8	2 4
	1 2 月以上	4 1	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
1 2	3 月未満	4 1	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9	2 5
	3 月以上 6 月未満	4 2	4 2	4 2	3 8	3 4	3 0	2 6
	6 月以上 9 月未満	4 3	4 3	4 3	3 9	3 5	3 1	2 7
	9 月以上 1 2 月未満	4 4	4 4	4 4	4 0	3 6	3 2	2 8
	1 2 月以上	4 5	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
1 3	3 月未満	4 5	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3	2 9
	3 月以上 6 月未満	4 6	4 6	4 6	4 2	3 8	3 4	3 0
	6 月以上 9 月未満	4 7	4 7	4 7	4 3	3 9	3 5	3 1
	9 月以上 1 2 月未満	4 8	4 8	4 8	4 4	4 0	3 6	3 2
	1 2 月以上	4 9	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
1 4	3 月未満	4 9	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7	3 3
	3 月以上 6 月未満	5 0	5 0	5 0	4 6	4 2	3 8	3 4
	6 月以上 9 月未満	5 1	5 1	5 1	4 7	4 3	3 9	3 5

	9月以上12月未満	52	52	52	48	44	40	36
	12月以上	53	53	53	49	45	41	37
15	3月未満	53	53	53	49	45	41	37
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46	42	38
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47	43	39
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48	44	40
	12月以上	57	57	57	53	49	45	41
16	3月未満	57	57	57	53	49	45	41
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50	46	42
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51	47	43
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52	48	44
	12月以上	61	61	61	57	53	49	45
17	3月未満	61	61	61	57	53	49	45
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54	50	46
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55	51	47
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56	52	48
	12月以上	65	65	65	61	57	53	49
18	3月未満	65	65	65	61	57	53	49
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58	54	50
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59	55	51
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60	56	52
	12月以上	69	69	69	65	61	57	53
19	3月未満	69	69	69	65	61	57	53
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62	58	54
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63	59	55
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64	60	56
	12月以上	73	73	73	69	65	61	57
20	3月未満	73	73	73	69	65	61	
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66	62	
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67	63	
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68	64	
	12月以上	77	77	77	73	69	65	
21	3月未満	77	77	77	73	69	65	
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70	66	
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71	67	
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72	68	
	12月以上	81	81	81	77	73	69	
22	3月未満	81	81	81	77	73	69	
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74	69	
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75	69	
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76	69	
	12月以上	85	85	85	81	77	69	
23	3月未満	85	85	85	81	77		
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78		
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79		
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80		
	12月以上	89	89	89	85	81		
24	3月未満	89	89	89	85	81		
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82		

	6 月以上 9 月未満	9 1	9 1	9 1	8 7	8 3		
	9 月以上 1 2 月未満	9 2	9 2	9 2	8 8	8 4		
	1 2 月以上	9 3	9 3	9 3	8 9	8 5		
2 5	3 月未満	9 3	9 3	9 3	8 9			
	3 月以上 6 月未満	9 4	9 4	9 4	9 0			
	6 月以上 9 月未満	9 5	9 5	9 5	9 1			
	9 月以上 1 2 月未満	9 6	9 6	9 6	9 2			
	1 2 月以上	9 7	9 7	9 7	9 3			
2 6	3 月未満	9 7	9 7	9 7	9 3			
	3 月以上 6 月未満	9 8	9 8	9 8	9 4			
	6 月以上 9 月未満	9 9	9 9	9 9	9 5			
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 0	1 0 0	1 0 0	9 6			
	1 2 月以上	1 0 1	1 0 1	1 0 1	9 7			
2 7	3 月未満	1 0 1	1 0 1	1 0 1	9 7			
	3 月以上 6 月未満	1 0 2	1 0 2	1 0 2	9 8			
	6 月以上 9 月未満	1 0 3	1 0 3	1 0 3	9 9			
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 4	1 0 4	1 0 4	1 0 0			
	1 2 月以上	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 1			
2 8	3 月未満	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 1			
	3 月以上 6 月未満	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 2			
	6 月以上 9 月未満	1 0 7	1 0 7	1 0 7	1 0 3			
	9 月以上 1 2 月未満	1 0 8	1 0 8	1 0 8	1 0 4			
	1 2 月以上	1 0 9	1 0 9	1 0 9	1 0 5			
2 9	3 月未満	1 0 9	1 0 9	1 0 9				
	3 月以上 6 月未満	1 1 0	1 1 0	1 1 0				
	6 月以上 9 月未満	1 1 1	1 1 1	1 1 1				
	9 月以上 1 2 月未満	1 1 2	1 1 2	1 1 2				
	1 2 月以上	1 1 3	1 1 3	1 1 3				
3 0	3 月未満	1 1 3	1 1 3	1 1 3				
	3 月以上 6 月未満	1 1 4	1 1 4	1 1 4				
	6 月以上 9 月未満	1 1 5	1 1 5	1 1 5				
	9 月以上 1 2 月未満	1 1 6	1 1 6	1 1 6				
	1 2 月以上	1 1 7	1 1 7	1 1 7				
3 1	3 月未満	1 1 7	1 1 7	1 1 7				
	3 月以上 6 月未満	1 1 8	1 1 8	1 1 8				
	6 月以上 9 月未満	1 1 9	1 1 9	1 1 9				
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 0	1 2 0	1 2 0				
	1 2 月以上	1 2 1	1 2 1	1 2 1				
3 2	3 月未満	1 2 1	1 2 1					
	3 月以上 6 月未満	1 2 2	1 2 2					
	6 月以上 9 月未満	1 2 3	1 2 3					
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 4	1 2 4					
	1 2 月以上	1 2 5	1 2 5					
3 3	3 月未満	1 2 5	1 2 5					
	3 月以上 6 月未満	1 2 6	1 2 6					
	6 月以上 9 月未満	1 2 7	1 2 7					
	9 月以上 1 2 月未満	1 2 8	1 2 8					
	1 2 月以上	1 2 9	1 2 9					
3 4	3 月未満	1 2 9	1 2 9					

	3月以上6月未満	1 3 0	1 3 0					
	6月以上9月未満	1 3 1	1 3 1					
	9月以上1 2月未満	1 3 2	1 3 2					
	1 2月以上	1 3 3	1 3 3					
3 5	3月未満	1 3 3	1 3 3					
	3月以上6月未満	1 3 4	1 3 4					
	6月以上9月未満	1 3 5	1 3 5					
	9月以上1 2月未満	1 3 6	1 3 6					
	1 2月以上	1 3 7	1 3 7					
3 6	3月未満	1 3 7	1 3 7					
	3月以上6月未満	1 3 8	1 3 8					
	6月以上9月未満	1 3 9	1 3 9					
	9月以上1 2月未満	1 4 0	1 4 0					
	1 2月以上	1 4 1	1 4 1					
3 7	3月未満	1 4 1	1 4 1					
	3月以上6月未満	1 4 2	1 4 2					
	6月以上9月未満	1 4 3	1 4 3					
	9月以上1 2月未満	1 4 4	1 4 4					
	1 2月以上	1 4 5	1 4 5					
3 8	3月未満	1 4 5	1 4 5					
	3月以上6月未満	1 4 6	1 4 6					
	6月以上9月未満	1 4 7	1 4 7					
	9月以上1 2月未満	1 4 8	1 4 8					
	1 2月以上	1 4 9	1 4 9					
3 9	3月未満	1 4 9						
	3月以上6月未満	1 5 0						
	6月以上9月未満	1 5 1						
	9月以上1 2月未満	1 5 2						
	1 2月以上	1 5 3						
4 0	3月未満	1 5 3						
	3月以上6月未満	1 5 4						
	6月以上9月未満	1 5 5						
	9月以上1 2月未満	1 5 6						
	1 2月以上	1 5 7						
4 1	3月未満	1 5 7						
	3月以上6月未満	1 5 8						
	6月以上9月未満	1 5 9						
	9月以上1 2月未満	1 6 0						
	1 2月以上	1 6 1						
5 1	3月未満	1 6 1	1 4 9	1 2 1	1 0 5	8 5		
	3月以上6月未満	1 6 2	1 5 0	1 2 2	1 0 6	8 6		
	6月以上9月未満	1 6 3	1 5 1	1 2 3	1 0 7	8 7		
	9月以上1 2月未満	1 6 4	1 5 2	1 2 4	1 0 8	8 8		
	1 2月以上	1 6 5	1 5 3	1 2 5	1 0 9	8 9		
5 2	3月未満	1 6 5	1 5 3	1 2 5	1 0 9	8 9		
	3月以上6月未満	1 6 6	1 5 3	1 2 5	1 1 0	9 0		
	6月以上9月未満	1 6 7	1 5 3	1 2 5	1 1 1	9 1		
	9月以上1 2月未満	1 6 8	1 5 3	1 2 5	1 1 2	9 2		
	1 2月以上	1 6 9	1 5 3	1 2 5	1 1 3	9 3		

5 3	3 月未満	1 6 9	1 5 3	1 2 5	1 1 3	9 3		
	3 月以上 6 月未満	1 6 9	1 5 3	1 2 5	1 1 3	9 3		
	6 月以上 9 月未満	1 6 9	1 5 3	1 2 5	1 1 3	9 3		
	9 月以上 1 2 月未満	1 6 9	1 5 3	1 2 5	1 1 3	9 3		
	1 2 月以上	1 6 9	1 5 3	1 2 5	1 1 3	9 3		

備考 旧号俸欄の 5 0 以上は枠外号俸とし、それぞれ 5 1 は枠外 1 号、5 2 は枠外 2 号…を示す。

附則別表第 3 指定職俸給表の適用を受ける教職員の号俸の切替表（附則第 3 条第 2 項関係）

旧号俸	新号俸
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4
8	5
9	6
1 0	7
1 1	8

附 則（平成 1 8 年達示第 6 5 号）

この規程は、平成 1 8 年 1 2 月 1 1 日から施行し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 9 年達示第 2 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間における広域異動手当の支給割合の特例）

第 2 条 平成 2 0 年 3 月 3 1 日までの間においては、第 1 6 条の 2 第 1 項第 1 号中「1 0 0 分の 6」とあるのは「1 0 0 分の 4」と、同項第 2 号中「1 0 0 分の 3」とあるのは「1 0 0 分の 2」とする。

（広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当に関する経過措置）

第 3 条 第 1 6 条の 2 及び第 3 3 条の 4 の規定は、平成 1 6 年 4 月 2 日からこの規程の施行の日の前日までの間に教職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する施設が移転した場合についても適用する。この場合において、第 1 6 条の 2 第 1 項中「当該異動等の日から」とあるのは、「平成 1 9 年 4 月 1 日から当該異動等の日以後」と、第 3 3 条の 4 第 1 項中「当該異動又は出向の日から」とあるのは、「平成 1 9 年 4 月 1 日から当該異動又は出向の日以後」とする。

附 則（平成 1 9 年達示第 4 0 号）

この規程は、平成 1 9 年 6 月 2 8 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年達示第 5 7 号）

この規程は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年達示第 6 7 号）

（施行期日）

第 1 条 この規程は、平成 1 9 年 1 2 月 1 8 日から施行し、平成 1 9 年 4 月 1 日から適用する。

（国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

第 2 条 改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）

第 3 1 条第 3 項の規定の平成 1 9 年 6 月における適用については、同項中「1 0 0 分の 7 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 9 5）」とあるのは、「1 0 0 分の 7 2. 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 9 2. 5）」と、平成 1 9 年 1 2 月における適用については、同項中「1 0 0 分の 7 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 9 5）」とあるのは、「1 0 0 分の 7 7. 5（特定幹部職員にあっては、1 0 0 分の 9 7. 5）」とする。

（平成 1 9 年 4 月 1 日から施行日前日までの間における異動者の号俸）

第 3 条 平成 1 9 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「改正前の給与規程」とい

う。)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員のうち、総長が別に定める教職員の、改正後の給与規程の規定による当該適用又は異動の日における号俸は、総長が別に定めるところによる。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号俸の調整)

第4条 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規程の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸に異動のあった教職員の当該適用又は異動の日における号俸については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規程の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附 則 (平成20年達示第11号)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。ただし、別表第7の改正規定中第1の項に係る部分は、平成19年4月1日(次項において「適用日」という。)から適用する。
- 2 平成19年3月31日に、国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程(平成19年達示第21号)による改正前の国立大学法人京都大学教職員給与規程(以下「旧規程」という。)別表第7第1の項の規定により調整数3の適用を受けていた教授、助教授又は講師並びに同表第3の項の規定により調整数1の適用を受けていた助手が、適用日以後引き続き旧規程の同表第1又は第3の項に規定する職務に従事する場合(適用日に助教授から准教授となった者及び助手から助教に配置換えとなった者が引き続きこれらの職務に従事する場合を含む。)における俸給の調整額については、改正後の別表第7の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、同表第1の項の職務内容の欄の規定中、主任として研究指導を行う学生については、平成19年3月31日において当該俸給の調整額の支給対象となった学生を対象とし、当該学生の数と同項に定める数を満たす期間に限るものとする。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則 (平成21年達示第6号)

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程(平成16年達示第78号)に定める再雇用職員について改正後の第18条の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第7項の規定中「6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)」とあるのは、「1箇月」とする。
- 3 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号)に定める特定医療技術職員、国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則の一部を改正する規則(平成20年達示第8号)附則第2項により雇用される特定教員、国立大学法人京都大学外国人教師就業規則(平成16年達示第74号)に定める外国人教師及び国立大学法人京都大学外国人研究員就業規則(平成16年達示第75号)に定める外国人研究員について改正後の第18条の規定を準用する場合並びに国立大学法人京都大学有期雇用教職員就業規則(平成17年達示第37号)に定める有期雇用教職員及び国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則(平成17年達示第38号)に定める時間雇用教職員について改正後の第18条に定める教職員の例に準じて通勤手当を支給する場合においては、当分の間、同条第7項の規定中「6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)」とあるのは、「1箇月」と読み替えるものとする。

[中間の改正規程の附則は、省略した。]

附 則 (平成21年達示第43号) 抄

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第28条第2項及び第31条第3項の規定の平成21年12月における適用については、第28条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の125」と、第31条第3項中「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。

附 則 (平成22年達示第15号)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第18条第6項に規定にかかわらず、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)

の前日から引き続き通勤手当の支給を受けている教職員（施行日の前日が同条第7項に規定する支給単位期間の末日である教職員を除く。）に係る施行日後最初の支給単位期間の末日までの間における通勤手当については、なお従前の例による。

附 則（平成22年達示第62号）抄

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第3条の規定による改正後の国立大学法人京都大学外国人教師就業規則別表第3及び国立大学法人京都大学外国人教師就業規則の一部を改正する規則（平成18年達示第25号）附則第2項並びに附則第4条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程（次条において「改正後の給与規程」という。）第28条第2項、第31条第3項、第32条第2項及び附則第9項の規定の平成22年12月における適用については、第28条第2項中「100分の137.5」とあるのは「100分の135」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の115」と、第31条第3項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」と、第32条第2項中「100分の155」とあるのは「100分の150」と、附則第9項中「100分の1.0125」とあるのは「100分の0.975」と、「100分の1.3125」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の85」とする。

（平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に関する読替え）

第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した教職員に対する改正後の給与規程附則第6項の規定の適用については、同項中「当該特定対象教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号俸の調整）

第4条 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員（同日において、当該教職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成22年1月1日において国立大学法人京都大学教職員給与規程第8条第1項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

附 則（平成23年達示第24号）

（施行期日）

1 この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第11の規定は、平成23年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 この規程の施行の日において、同日前から引き続き結核性疾患による病気休暇又は就業禁止の措置（別に定めるものに限る。）により勤務しない教職員に対する俸給の半減の取扱いについては、改正後の附則第5項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成24年達示第24号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

（平成24年4月1日、平成25年4月1日及び平成26年4月1日における号俸の調整）

第2条 平成24年4月1日において改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年達示第28号。次項及び第3項において「平成18年改正規程」という。）附則第5条の規定による俸給に関する状況を考慮して総長が別に定める年齢に満たない教職員（同日において、教職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける教職員（以下この条において「除外教職員」という。）である者を除く。）のうち、当該教職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日の本

規程第8条第1項の規定による昇給その他の号俸の決定の状況（以下この条において「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして総長が別に定める教職員の平成24年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして総長が別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。

- 2 平成25年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第5条の規定による俸給に関する状況を考慮して総長が別に定める年齢に満たない教職員（同日において除外教職員である者を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項及び平成24年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして総長が別に定める教職員の平成25年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして総長が別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 3 平成26年4月1日において改正後の平成18年改正規程附則第5条の規定による俸給に関する状況を考慮して総長が別に定める年齢に満たない教職員（同日において除外教職員である者を除く。）のうち、当該教職員の調整考慮事項並びに平成24年4月1日及び平成25年4月1日における号俸の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして総長が別に定める教職員の平成26年4月1日における号俸は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸（教職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして総長が別に定める教職員にあっては、2号俸）上位の号俸とする。
- 4 国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第14条の5第1項に規定する育児短時間勤務教職員に対する前3項の規定の適用については、これらの規定中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 前項の規定は、国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程第14条の10の規定による勤務をしている教職員について準用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成24年達示第69号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年達示第17号）

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、改正後の第33条の4第1項の規定は、平成24年10月1日から、改正後の別表第7の6の項の規定は、平成24年4月1日から適用する。
- 2 改正後の別表第9の職名欄に掲げる職のうち、共通事務部又は部局事務部の課長、室長又はセンター長であって、同表備考欄により総長が指定するものが他の職（同表職名欄に掲げる職に限る。）を兼ねない場合の当該職に係る俸給の特別調整額（令和7年4月1日以後においては管理職手当）の支給額については、なお従前の例による。

（令7達6・一部改正）

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成26年達示第3号）抄

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年達示第19号）抄

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年達示第47号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

- 2 改正後の給与規程（第31条第3項、第32条第2項及び附則第9項の改正規定を除く。）は、この規程の施行日の前日から引き続き給与規程の適用を受ける教職員（総長が別に定める教職員を除く。）について平成26年4月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号俸の調整）

第2条 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び総長が別に定めるこれに準ずる教職員の適用日における号俸については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（平成27年3月31日までの間における昇給に関する特例）

第3条 平成27年3月31日までの間における第8条第2項（育児・介護規程第14条の8の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは「3号俸」と、「3号俸」とあるのは「2号俸」とする。

附 則（平成27年達示第20号）

（施行期日等）

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第2条 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した教職員及び総長が別に定めるこれに準ずる教職員の切替日における号俸については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総長が別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（俸給の切替えに伴う経過措置）

第3条 切替日の前日から引き続き同一の俸給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける俸給月額（切替日以降に新たに職責調整手当の支給を受けることとなる教職員にあっては、俸給月額及び職責調整手当の合計額をいう。）が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなるもの（総長が別に定める教職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額（附則第6項の表の俸給表欄に掲げる俸給表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定対象教職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定対象教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定対象教職員となった場合にあっては、特定対象教職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を俸給として支給する。

2 切替日の前日から引き続き俸給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、同項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、総長が別に定めるところにより、同項の規定に準じて、俸給を支給する。

3 切替日以降に新たに俸給表の適用を受けることとなった教職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による俸給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、総長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて、俸給を支給する。

（職責調整手当に関する経過措置）

第4条 切替日の前日から引き続き職責調整手当の支給を受けている教職員（次項に規定する教職員を除く。）で、その者の受ける職責調整手当の月額が同日において受けていた職責調整手当の月額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額を職責調整手当として支給する。

2 切替日の前日から引き続き職責調整手当の支給を受けている教職員で、職務の級を異にして異動し引き続き職責調整手当の支給を受けることとなり、かつ、その者の受ける俸給月額と職責調整手当と前条による額との合計額が同日において受けていた俸給月額及び職責調整手当の合計額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額を職責調整手当として支給する。

3 切替日の前日において職責調整手当の適用を受けている教職員のうち切替日以降に職責調整手当の支給を受けなくなった教職員で、その者の受ける俸給月額と前条による額との合計額が同日において受けていた俸給月額及び職責調整手当の合計額に達しないこととなるものには、平成30年3月31日までの間、その差額に相当する額を職責調整手当として支給する。

第5条 国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部を改正する規程（平成27年達示第20号。以下「平成27年改正給与規程」という。）附則第3条の規定による俸給を支給される教職員に関する第28条第4項（第31条第5項において準用する場合を含む。）及び第32条第4項（国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第8

4号)第14条の8の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「俸給月額」とあるのは「俸給月額と平成27年改正給与規程附則第3条の規定による俸給の額との合計額」とする。

(広域異動手当に関する特例)

第6条 切替日から平成28年3月31日までの間に教職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する施設が移転した場合における当該教職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第16条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の8」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の4」とする。

(単身赴任手当に関する特例)

第7条 切替日から平成28年3月31日までの間における単身赴任手当の支給に関する第19条第2項の規定の適用については、同項中「30,000円」とあるのは「26,000円」とする。

(平27達81・一部改正)

(都市手当に関する経過措置)

第8条 この規程の施行の際現に第16条第2項の規定の適用を受けている教職員に対する当該適用に係る異動に係る都市手当の支給及び切替日の前日において平成27年改正給与規程による改正前の第16条第1項の規定の適用を受けている教職員が切替日にその在勤する地域を異にして異動した場合における当該教職員に対する当該異動に係る都市手当の支給に関する同条第2項の規定の適用については、同条第2項中「当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(別表第10に掲げる割合)」とあるのは「当該異動の日の前日に在勤していた地域に係る都市手当の支給割合(平成27年改正給与規程による改正前の別表第10に掲げる割合)」とする。

(広域異動手当に関する経過措置)

第9条 切替日前に教職員がその在勤する勤務場所を異にして異動した場合又は教職員の在勤する施設が移転した場合における当該教職員に対する当該異動又は移転に係る広域異動手当の支給に関する第16条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「100分の10」とあるのは「100分の6」と、同項第2号中「100分の5」とあるのは「100分の3」とする。

(遠隔地異動・出向手当に関する経過措置)

第10条 この規程の施行の際現に第33条の4の規定の適用を受けている教職員に対する当該適用に係る異動又は出向に係る遠隔地異動・出向手当の支給及び切替日の前日において平成27年改正給与規程による改正前の第16条第1項の規定の適用を受けている教職員が切替日にその在勤する勤務場所を異にする異動又は国立大学法人京都大学教職員出向規程(平成16年達示第76号)に基づく出向をした場合における当該教職員に対する当該異動又は出向に係る遠隔地異動・出向手当の支給に関する第33条の4第2項の規定の適用については、同条第2項中「異動又は出向前の都市手当の支給割合」とあるのは「異動又は出向前の平成27年改正給与規程による改正前の都市手当の支給割合」とする。

附 則(平成27年達示第59号)

この規程は、平成27年11月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成27年達示第81号)

(施行期日等)

第1条 この規程は、平成28年2月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の給与規程は、この規程の施行日の前日から引き続き給与規程の適用を受ける教職員(総長が別に定める教職員を除く。)について平成27年4月1日(第31条第3項、第32条第2項及び附則第9項の改正規定については、平成27年12月1日)から適用する。

3 前項に定めるもののほか、この規程の施行日において給与規程又は国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程(平成26年達示第56号。以下「年俸制給与規程」という。)の適用を受ける教職員のうち、平成27年4月2日から施行日までの間において、給与規程から年俸制給与規程の適用に変更し、施行日まで引き続き年俸制給与規程の適用を受けている者又は給与規程から年俸制給与規程の適用に変更後、さらに給与規程の適用に変更し、施行日まで引き続き

給与規程の適用を受けている者については、年俸制給与規程の適用を受けることとなった日の前日までの期間（就業規則の適用を受けていない期間がある場合は、当該期間以前の期間を除く。）について前項の規定を適用する。

（国立大学法人京都大学教職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

第2条 改正後の給与規程第31条第3項、第32条第2項及び附則第9項の規定の平成27年12月における適用については、第31条第3項中「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」と、第32条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」と、附則第9項中「100分の1.2」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.5」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の80」とあるのは「100分の85」と、「100分の100」とあるのは「100分の105」とする。

第3条 平成28年3月31日までの間における改正後の給与規程第16条第1項の規定の適用については、別表第10の支給地域欄の「東京都特別区」、「愛知県犬山市」及び「奈良県香芝市」のそれぞれの区分に対応する支給割合において「100分の20」、「100分の6」及び「100分の6」とあるのはそれぞれ「100分の18.5」、「100分の5」及び「100分の5」とする。

附 則（平成28年達示第24号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（俸給の特別調整額に関する経過措置）
- 2 改正後の別表第9の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き同一の職により俸給の特別調整額の支給を受けている教職員（施行日以後に再任される場合を除く。）について、改正後の同表に定める額が改正前の同表に定める額に達しない場合は、なお従前の例による。
（都市手当に関する経過措置）
- 3 改正後の別表第10の規定にかかわらず、施行日から平成34年3月31日までの間における同表の支給地域欄の「京都府木津川市」の区分に対応する支給割合については、次の表に掲げるとおりとする。

期 間	支給割合
平成28年4月1日から 平成31年3月31日	100分の10
平成31年4月1日から 平成32年3月31日	100分の9
平成32年4月1日から 平成33年3月31日	100分の8
平成33年4月1日から 平成34年3月31日	100分の7

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成28年達示第83号）

（施行期日）

- 第1条 この規程は、平成28年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第31条第3項、第32条第2項及び附則第9項の改正規定（次条に定める経過措置を除く。）は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、給与規程第5条第1項の規定による別表第1から第5までの改正規定は、この規程の施行日の前日から引き続き給与規程（同項の規定を準用する場合を含む。）又は国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号）の適用を受ける教職員について平成28年4月1日から適用する。この場合において、当該教職員の適用期間については、総長が別に定める職にある期間を除くものとする。

（経過措置）

第2条 改正後の給与規程第31条第3項、第32条第2項及び附則第9項の規定の平成28年12月における適用については、第31条第3項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、第32条第2項中「1

00分の170」とあるのは「100分の175」と、附則第9項中「100分の1.275」とあるのは「100分の1.35」と、「100分の1.575」とあるのは「100分の1.65」と、「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」とする。

附 則（平成29年達示第17号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年達示第19号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

第2条 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、改正後の給与規程第14条第1項ただし書及び第15条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める教職員（以下「一般（一）8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち一人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その教職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「（2）扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「

（2） 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

（3） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者のない教職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

（4） 扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある教職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

」と、同条第2項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上教職員等以外の教職員から一般（一）9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同

条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号若しくは第7号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている教職員について第1項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）」、扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある教職員が配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている教職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある教職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない教職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 2 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、改正後の給与規程第14条第1項ただし書及び第15条第3項第3号から第6号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める教職員（以下「一般（一）8級教職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」とあるのは「、同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上教職員等以外の教職員から一般（一）9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- 3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、改正後の給与規程第14条第1項ただし書並びに第15条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、改正後の給与規程第14条第3項及び第15条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。））」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「一般（一）8級教職員等」とあるのは「一般（一）8级以上教職員等」と、「前項第2号」とあるのは「同項第2号」と、同条第1項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等）にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9级以上

教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び一般（一）9級以上教職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般（一）9級以上教職員等から一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその教職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等以外の教職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般（一）9級以上教職員等以外の教職員から一般（一）9級以上教職員等となった教職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその教職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその教職員が一般（一）9級以上教職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（一般（一）9級以上教職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「一般（一）8級教職員等が一般（一）8級教職員等及び一般（一）9級以上教職員等」とあるのは「一般（一）8級以上教職員等が一般（一）8級以上教職員等」と、同項第6号中「一般（一）8級教職員等及び一般（一）9級以上教職員等」とあるのは「一般（一）8級以上教職員等」と、「が一般（一）8級教職員等」とあるのは「が一般（一）8級以上教職員等」とする。

附 則（平成29年達示第20号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の別表第9の規定にかかわらず、施行日の前日から引き続き同一の職により俸給の特別調整額の支給を受けている教職員（施行日以後に再任される場合を除く。）について、改正後の同表に定める額が改正前の同表に定める額に達しない場合は、なお従前の例による。

附 則（平成29年達示第66号）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成29年12月19日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第31条第3項、第32条第2項及び附則第9項の改正規定（次条に定める経過措置を除く。）は、平成29年12月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、給与規程第5条第1項の規定による別表第1から第5までの改正規定は、この規程の施行日の前日から引き続き給与規程（給与規程第5条第1項の規定を準用する場合を含む。）又は国立大学法人京大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号）の適用を受ける教職員について平成29年4月1日から適用する。この場合において、当該教職員の適用期間については、総長が別に定める職にある期間を除くものとする。

（経過措置）

第2条 改正後の給与規程第31条第3項及び第32条第2項の規定の平成29年12月における適用については、第31条第3項中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、第32条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

（平成30年4月1日における号俸の調整）

第3条 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員（同日において、教職員でその職務の級における最高の号俸を受けるもの及び指定職俸給表の適用を受ける教職員を除く。）のうち、平成27年1月1日において本規程第8条第1項の規定により昇給した教職員（同日における昇給の号俸数の決定の状況を考慮して総長が別に定める教職員を除く。以下この項において「昇給抑制教職員」という。）その他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められるものとして総長が別に定める教職員の平成30年4月1日における号俸は、この項の規定の適

用がないものとした場合に同日に受けることとなる号俸の1号俸上位の号俸とする。

- 2 国立大学法人京都大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（平成16年達示第84号。以下「育児・介護規程」という。）第14条の5第1項に規定する育児短時間勤務教職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、育児・介護規程第14条の9の規定により読み替えられた勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同条本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 3 前項の規定は、育児・介護規程第14条の10の規定による勤務をしている教職員について準用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（平成30年達示第75号）

（施行期日）

- 第1条 この規程中、第5条第1項の規定による別表第1から第5まで、第26条第2項、第31条第3項及び第6項並びに第32条第2項及び第6項の改正規定は、平成30年12月1日から施行し、第28条第2項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による別表第1から第5まで及び第26条の改正規定は、これらの改正規定の施行日の前日から引き続き給与規程（第5条第1項の規定を準用する場合を含む。）又は国立大学法人京都大学年俸制教員給与規程（平成26年達示第56号）の適用を受ける教職員について平成30年4月1日から適用する。この場合において、当該教職員の適用期間については、総長が別に定める職にある期間を除くものとする。

（経過措置）

- 第2条 改正後の給与規程第31条第3項及び第32条第2項の規定の平成30年12月における適用については、第31条第3項中「100分の92.5」とあるのは「100分の95」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の115」と、第32条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の177.5」とする。

附 則（平成30年達示第85号）

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

附 則（令和元年達示第75号）

（施行期日）

- 第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行する。ただし、第17条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による別表第1から第5までの改正規定は、この改正規定の施行の日の前日から引き続き給与規程（第5条第1項の規定を準用する場合を含む。）の適用を受ける教職員について平成31年4月1日から適用する。この場合において、当該教職員の適用期間については、総長が別に定める職にある期間を除くものとする。

（勤勉手当及び期末特別手当に関する経過措置）

- 第2条 改正後の給与規程第31条第3項及び第32条第2項の規定の令和元年12月における適用については、第31条第3項中「100分の95」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の115」とあるのは「100分の117.5」と、第32条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の172.5」とする。

（住居手当に関する経過措置）

- 第3条 給与規程第17条の改正規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において改正前の給与規程第17条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（総長が定める教職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の給与規程第17条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で総長が定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の給与規程第17条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の給与規程第17条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

2 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則（令和2年達示第65号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 改正後の給与規程第28条第2項及び第32条第2項の規定の令和2年12月における適用については、第28条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の105」と、第32条第2項中「100分の167.5」とあるのは「100分の165」とする。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和3年達示第51号）抄

（施行期日）

第1条 この規程は、令和3年9月28日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規程の施行後最初に第1条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第8条第1項第1号の規定により定める昇給期間の始期は、令和6年4月1日に始まる事業年度とする。

第3条 第1条の規定による改正後の給与規程第8条第1項の規定にかかわらず、令和4年1月1日から令和6年1月1日までの期間における同規程第5条第1項第4号の適用を受ける教員の昇給については、なお従前の例による。

第4条 第1条の規定による改正後の給与規程第8条第1項の規定の令和7年1月1日から令和9年1月1日までの期間における適用については、同項第1号中「3年間」とあるのは「2年間」とする。

第5条 第1条の規定による改正後の給与規程第31条の規定にかかわらず、令和3年12月1日から令和4年12月1日までの期間における同規程第5条第1項第4号の適用を受ける教員の勤勉手当については、なお従前の例による。

（令3達57・追加）

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和4年達示第73号）

1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。

2 医学部附属病院において看護業務等に従事する職員の処遇改善に係る手当に関する特例を定める規程（令和4年達示第6号）は、廃止する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和4年達示第75号）抄

（施行期日）

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和4年達示第88号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による別表第1から第5までの改正規定は、この改正規定の施行の日の前日から引き続き給与規程（第5条第1項の規定を準用する場合を含む。）の適用を受ける教職員について令和4年4月1日から適用する。この場合において、当該教職員の適用期間については、総長が別に定める職にある期間を除くものとする。

（勤勉手当及び期末特別手当に関する経過措置）

第2条 改正後の給与規程第31条第3項及び第32条第2項の規定の令和4年12月における適用については、第31条第3項中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、「100分の120」とあるのは「100分の125」と、第32条第2項中「100分の165」とあるのは「100分の167.5」とする。

附 則（令和5年達示第44号）抄
（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年10月1日から施行し、国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第7の改正規定は、令和4年4月1日から適用する。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和5年達示第51号）抄
（施行期日）

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教職員給与規程第5条第1項の規定による別表第1から第6までの改正規定は、この改正規定の施行の日の前日から引き続き国立大学法人京都大学教職員給与規程（第5条第1項の規定を準用する場合を含む。）の適用を受ける教職員について令和5年4月1日から適用する。この場合において、当該教職員の適用期間については、総長が別に定める職にある期間を除くものとする。

（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する経過措置）

- 4 改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第28条第2項、第31条第3項及び第32条第2項の規定の令和5年12月における適用については、第28条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、第31条第3項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、第32条第2項中「100分の170」とあるのは「100分の175」とする。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和6年達示第82号）抄
（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人京都大学教職員給与規程附則第6項、第7項及び第9項並びに第5条第1項の規定による別表第1から第6までの改正規定は、この改正規定の施行の日の前日から引き続き国立大学法人京都大学教職員給与規程（第5条第1項の規定を準用する場合を含む。）の適用を受ける教職員について令和6年4月1日から適用する。この場合において、当該教職員の適用期間については、総長が別に定める職にある期間を除くものとする。

（期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する経過措置）

- 4 改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第28条第2項、第31条第3項及び第32条第2項の規定の令和6年12月における適用については、第28条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、第31条第3項中「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、第32条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の175」とする。

附 則（令和6年達示第93号）
（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第31条第1項第2号の規定の令和7年6月における適用については、第31条第1項第2号中「基準日3月前の末日」とあるのは「基準日」とする。

〔中間の改正規程の附則は、省略した。〕

附 則（令和7年達示第6号）抄
（施行期日）

- 第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- （号俸の切替え）

- 第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において国立大学法人京都大学教職員給与規程別表第1から別表第5までの俸給表の適用を受けていた教職員であって、同日に

においてその者が属していた職務の級が別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸（次条及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

附則別表 号俸の切替表（附則第２条関係）

イ 一般職俸給表（一）の適用を受ける教職員

旧号俸	新号俸							
	３級	４級	５級	６級	７級	８級	９級	１０級
１	１	１	１	１	１	１	１	１
２	１	１	１	１	１	１	１	１
３	１	１	１	１	１	１	１	１
４	１	１	１	１	１	１	１	１
５	１	１	１	１	１	１	１	１
６	２	１	１	１	１	１	１	１
７	３	１	１	１	１	１	１	１
８	４	１	１	１	１	１	１	１
９	５	１	１	１	１	１	１	１
１０	６	２	２	１	１	１	１	２
１１	７	３	３	１	１	１	１	２
１２	８	４	４	１	１	１	１	２
１３	９	５	５	１	１	１	１	２
１４	１０	６	６	２	１	１	１	３
１５	１１	７	７	３	１	１	１	３
１６	１２	８	８	４	１	１	１	３
１７	１３	９	９	５	１	１	１	３
１８	１４	１０	１０	６	２	１	２	３
１９	１５	１１	１１	７	３	１	２	４
２０	１６	１２	１２	８	４	１	２	４
２１	１７	１３	１３	９	５	１	２	４
２２	１８	１４	１４	１０	６	１	２	
２３	１９	１５	１５	１１	７	１	３	
２４	２０	１６	１６	１２	８	２	３	
２５	２１	１７	１７	１３	９	２	３	
２６	２２	１８	１８	１４	１０	２	３	
２７	２３	１９	１９	１５	１１	２	４	
２８	２４	２０	２０	１６	１２	３	４	
２９	２５	２１	２１	１７	１３	３	４	
３０	２６	２２	２２	１８	１４	３	４	
３１	２７	２３	２３	１９	１５	３	５	
３２	２８	２４	２４	２０	１６	３	５	
３３	２９	２５	２５	２１	１７	３	５	
３４	３０	２６	２６	２２	１８	４	５	
３５	３１	２７	２７	２３	１９	４	６	
３６	３２	２８	２８	２４	２０	４	６	
３７	３３	２９	２９	２５	２１	４	６	
３８	３４	３０	３０	２６	２２	４	６	
３９	３５	３１	３１	２７	２３	４	６	
４０	３６	３２	３２	２８	２４	４	７	
４１	３７	３３	３３	２９	２５	４	７	

4 2	3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	5		
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	5		
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	5		
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	5		
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4	3 0			
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5	3 1			
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6	3 2			
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7	3 3			
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8	3 4			
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9	3 5			
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0	3 6			
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1	3 7			
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2	3 8			
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3	3 9			
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4	4 0			
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5	4 1			
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6	4 2			
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7	4 3			
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8	4 4			
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9	4 5			
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0				
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1				
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2				
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3				
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4				
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5				
6 8	6 4	6 0	6 0	5 6				
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7				
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8				
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9				
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0				
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1				
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2				
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3				
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4				
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5				
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6				
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7				
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8				
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9				
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0				
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1				
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2				
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3				
8 6	8 2	7 8	7 8					
8 7	8 3	7 9	7 9					
8 8	8 4	8 0	8 0					
8 9	8 5	8 1	8 1					
9 0	8 6	8 2	8 2					

9 1	8 7	8 3	8 3					
9 2	8 8	8 4	8 4					
9 3	8 9	8 5	8 5					
9 4	9 0							
9 5	9 1							
9 6	9 2							
9 7	9 3							
9 8	9 4							
9 9	9 5							
1 0 0	9 6							
1 0 1	9 7							
1 0 2	9 8							
1 0 3	9 9							
1 0 4	1 0 0							
1 0 5	1 0 1							
1 0 6	1 0 2							
1 0 7	1 0 3							
1 0 8	1 0 4							
1 0 9	1 0 5							
1 1 0	1 0 6							
1 1 1	1 0 7							
1 1 2	1 0 8							
1 1 3	1 0 9							

ロ 一般職俸給表（二）の適用を受ける教職員

旧号俸	新号俸			
	1 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	2	2	1
7	1	3	3	1
8	1	4	4	1
9	1	5	5	1
1 0	1	6	6	2
1 1	1	7	7	3
1 2	1	8	8	4
1 3	1	9	9	5
1 4	1	1 0	1 0	6
1 5	1	1 1	1 1	7
1 6	1	1 2	1 2	8
1 7	1	1 3	1 3	9
1 8	2	1 4	1 4	1 0
1 9	3	1 5	1 5	1 1
2 0	4	1 6	1 6	1 2
2 1	5	1 7	1 7	1 3
2 2	6	1 8	1 8	1 4
2 3	7	1 9	1 9	1 5

2 4	8	2 0	2 0	1 6
2 5	9	2 1	2 1	1 7
2 6	1 0	2 2	2 2	1 8
2 7	1 1	2 3	2 3	1 9
2 8	1 2	2 4	2 4	2 0
2 9	1 3	2 5	2 5	2 1
3 0	1 4	2 6	2 6	2 2
3 1	1 5	2 7	2 7	2 3
3 2	1 6	2 8	2 8	2 4
3 3	1 7	2 9	2 9	2 5
3 4	1 8	3 0	3 0	2 6
3 5	1 9	3 1	3 1	2 7
3 6	2 0	3 2	3 2	2 8
3 7	2 1	3 3	3 3	2 9
3 8	2 2	3 4	3 4	3 0
3 9	2 3	3 5	3 5	3 1
4 0	2 4	3 6	3 6	3 2
4 1	2 5	3 7	3 7	3 3
4 2	2 6	3 8	3 8	3 4
4 3	2 7	3 9	3 9	3 5
4 4	2 8	4 0	4 0	3 6
4 5	2 9	4 1	4 1	3 7
4 6	3 0	4 2	4 2	3 8
4 7	3 1	4 3	4 3	3 9
4 8	3 2	4 4	4 4	4 0
4 9	3 3	4 5	4 5	4 1
5 0	3 4	4 6	4 6	4 2
5 1	3 5	4 7	4 7	4 3
5 2	3 6	4 8	4 8	4 4
5 3	3 7	4 9	4 9	4 5
5 4	3 8	5 0	5 0	4 6
5 5	3 9	5 1	5 1	4 7
5 6	4 0	5 2	5 2	4 8
5 7	4 1	5 3	5 3	4 9
5 8	4 2	5 4	5 4	5 0
5 9	4 3	5 5	5 5	5 1
6 0	4 4	5 6	5 6	5 2
6 1	4 5	5 7	5 7	5 3
6 2	4 6	5 8	5 8	5 4
6 3	4 7	5 9	5 9	5 5
6 4	4 8	6 0	6 0	5 6
6 5	4 9	6 1	6 1	5 7
6 6	5 0	6 2	6 2	5 8
6 7	5 1	6 3	6 3	5 9
6 8	5 2	6 4	6 4	6 0
6 9	5 3	6 5	6 5	6 1
7 0	5 4	6 6	6 6	
7 1	5 5	6 7	6 7	
7 2	5 6	6 8	6 8	

7 3	5 7	6 9	6 9	
7 4	5 8	7 0	7 0	
7 5	5 9	7 1	7 1	
7 6	6 0	7 2	7 2	
7 7	6 1	7 3	7 3	
7 8	6 2	7 4	7 4	
7 9	6 3	7 5	7 5	
8 0	6 4	7 6	7 6	
8 1	6 5	7 7	7 7	
8 2	6 6	7 8	7 8	
8 3	6 7	7 9	7 9	
8 4	6 8	8 0	8 0	
8 5	6 9	8 1	8 1	
8 6	7 0	8 2	8 2	
8 7	7 1	8 3	8 3	
8 8	7 2	8 4	8 4	
8 9	7 3	8 5	8 5	
9 0	7 4	8 6	8 6	
9 1	7 5	8 7	8 7	
9 2	7 6	8 8	8 8	
9 3	7 7	8 9	8 9	
9 4	7 8	9 0	9 0	
9 5	7 9	9 1	9 1	
9 6	8 0	9 2	9 2	
9 7	8 1	9 3	9 3	
9 8	8 2	9 4	9 4	
9 9	8 3	9 5	9 5	
1 0 0	8 4	9 6	9 6	
1 0 1	8 5	9 7	9 7	
1 0 2	8 6	9 8		
1 0 3	8 7	9 9		
1 0 4	8 8	1 0 0		
1 0 5	8 9	1 0 1		
1 0 6	9 0	1 0 2		
1 0 7	9 1	1 0 3		
1 0 8	9 2	1 0 4		
1 0 9	9 3	1 0 5		
1 1 0	9 4	1 0 6		
1 1 1	9 5	1 0 7		
1 1 2	9 6	1 0 8		
1 1 3	9 7	1 0 9		
1 1 4	9 8	1 1 0		
1 1 5	9 9	1 1 1		
1 1 6	1 0 0	1 1 2		
1 1 7	1 0 1	1 1 3		
1 1 8	1 0 2	1 1 4		
1 1 9	1 0 3	1 1 5		
1 2 0	1 0 4	1 1 6		
1 2 1	1 0 5	1 1 7		

1 2 2		1 1 8		
1 2 3		1 1 9		
1 2 4		1 2 0		
1 2 5		1 2 1		
1 2 6		1 2 2		
1 2 7		1 2 3		
1 2 8		1 2 4		
1 2 9		1 2 5		
1 3 0		1 2 6		
1 3 1		1 2 7		
1 3 2		1 2 8		
1 3 3		1 2 9		

ハ 専門業務職俸給表の適用を受ける教職員

旧号俸	新号俸						
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1
1 0	6	2	1	1	1	1	2
1 1	7	3	1	1	1	1	2
1 2	8	4	1	1	1	1	2
1 3	9	5	1	1	1	1	2
1 4	1 0	6	2	1	1	1	3
1 5	1 1	7	3	1	1	1	3
1 6	1 2	8	4	1	1	1	3
1 7	1 3	9	5	1	1	1	3
1 8	1 4	1 0	6	2	1	2	3
1 9	1 5	1 1	7	3	1	2	4
2 0	1 6	1 2	8	4	1	2	4
2 1	1 7	1 3	9	5	1	2	4
2 2	1 8	1 4	1 0	6	1	2	
2 3	1 9	1 5	1 1	7	1	3	
2 4	2 0	1 6	1 2	8	2	3	
2 5	2 1	1 7	1 3	9	2	3	
2 6	2 2	1 8	1 4	1 0	2	3	
2 7	2 3	1 9	1 5	1 1	2	4	
2 8	2 4	2 0	1 6	1 2	3	4	
2 9	2 5	2 1	1 7	1 3	3	4	
3 0	2 6	2 2	1 8	1 4	3	4	
3 1	2 7	2 3	1 9	1 5	3	5	
3 2	2 8	2 4	2 0	1 6	3	5	
3 3	2 9	2 5	2 1	1 7	3	5	
3 4	3 0	2 6	2 2	1 8	4	5	

3 5	3 1	2 7	2 3	1 9	4	6	
3 6	3 2	2 8	2 4	2 0	4	6	
3 7	3 3	2 9	2 5	2 1	4	6	
3 8	3 4	3 0	2 6	2 2	4	6	
3 9	3 5	3 1	2 7	2 3	4	6	
4 0	3 6	3 2	2 8	2 4	4	7	
4 1	3 7	3 3	2 9	2 5	4	7	
4 2	3 8	3 4	3 0	2 6	5		
4 3	3 9	3 5	3 1	2 7	5		
4 4	4 0	3 6	3 2	2 8	5		
4 5	4 1	3 7	3 3	2 9	5		
4 6	4 2	3 8	3 4	3 0			
4 7	4 3	3 9	3 5	3 1			
4 8	4 4	4 0	3 6	3 2			
4 9	4 5	4 1	3 7	3 3			
5 0	4 6	4 2	3 8	3 4			
5 1	4 7	4 3	3 9	3 5			
5 2	4 8	4 4	4 0	3 6			
5 3	4 9	4 5	4 1	3 7			
5 4	5 0	4 6	4 2	3 8			
5 5	5 1	4 7	4 3	3 9			
5 6	5 2	4 8	4 4	4 0			
5 7	5 3	4 9	4 5	4 1			
5 8	5 4	5 0	4 6	4 2			
5 9	5 5	5 1	4 7	4 3			
6 0	5 6	5 2	4 8	4 4			
6 1	5 7	5 3	4 9	4 5			
6 2	5 8	5 4	5 0				
6 3	5 9	5 5	5 1				
6 4	6 0	5 6	5 2				
6 5	6 1	5 7	5 3				
6 6	6 2	5 8	5 4				
6 7	6 3	5 9	5 5				
6 8	6 4	6 0	5 6				
6 9	6 5	6 1	5 7				
7 0	6 6	6 2	5 8				
7 1	6 7	6 3	5 9				
7 2	6 8	6 4	6 0				
7 3	6 9	6 5	6 1				
7 4	7 0	6 6	6 2				
7 5	7 1	6 7	6 3				
7 6	7 2	6 8	6 4				
7 7	7 3	6 9	6 5				
7 8	7 4	7 0					
7 9	7 5	7 1					
8 0	7 6	7 2					
8 1	7 7	7 3					
8 2		7 4					
8 3		7 5					

8 4		7 6					
8 5		7 7					
8 6		7 8					
8 7		7 9					
8 8		8 0					
8 9		8 1					

ニ 教育職俸給表の適用を受ける教職員

旧号俸	新号俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
1 0	1	1	1	2
1 1	1	1	1	2
1 2	1	1	1	2
1 3	1	1	1	2
1 4	2	1	1	3
1 5	3	1	1	3
1 6	4	1	1	3
1 7	5	1	1	3
1 8	6	2	1	3
1 9	7	3	1	4
2 0	8	4	1	4
2 1	9	5	1	4
2 2	1 0	6	1	
2 3	1 1	7	1	
2 4	1 2	8	1	
2 5	1 3	9	2	
2 6	1 4	1 0	2	
2 7	1 5	1 1	2	
2 8	1 6	1 2	2	
2 9	1 7	1 3	3	
3 0	1 8	1 4	3	
3 1	1 9	1 5	3	
3 2	2 0	1 6	3	
3 3	2 1	1 7	4	
3 4	2 2	1 8	4	
3 5	2 3	1 9	4	
3 6	2 4	2 0	4	
3 7	2 5	2 1	5	
3 8	2 6	2 2	5	
3 9	2 7	2 3	5	
4 0	2 8	2 4	5	

4 1	2 9	2 5	6	
4 2	3 0	2 6	6	
4 3	3 1	2 7	6	
4 4	3 2	2 8	6	
4 5	3 3	2 9	7	
4 6	3 4	3 0	7	
4 7	3 5	3 1	7	
4 8	3 6	3 2	7	
4 9	3 7	3 3	8	
5 0	3 8	3 4	8	
5 1	3 9	3 5	8	
5 2	4 0	3 6	8	
5 3	4 1	3 7	9	
5 4	4 2	3 8	9	
5 5	4 3	3 9	9	
5 6	4 4	4 0	9	
5 7	4 5	4 1	1 0	
5 8	4 6	4 2	1 0	
5 9	4 7	4 3	1 0	
6 0	4 8	4 4	1 0	
6 1	4 9	4 5	1 1	
6 2	5 0	4 6	1 1	
6 3	5 1	4 7	1 1	
6 4	5 2	4 8	1 1	
6 5	5 3	4 9	1 1	
6 6	5 4	5 0	1 2	
6 7	5 5	5 1	1 2	
6 8	5 6	5 2	1 2	
6 9	5 7	5 3	1 2	
7 0	5 8	5 4	1 2	
7 1	5 9	5 5	1 3	
7 2	6 0	5 6	1 3	
7 3	6 1	5 7	1 3	
7 4	6 2	5 8	1 3	
7 5	6 3	5 9	1 3	
7 6	6 4	6 0	1 4	
7 7	6 5	6 1	1 4	
7 8	6 6	6 2	1 4	
7 9	6 7	6 3	1 4	
8 0	6 8	6 4	1 4	
8 1	6 9	6 5	1 5	
8 2	7 0	6 6		
8 3	7 1	6 7		
8 4	7 2	6 8		
8 5	7 3	6 9		
8 6	7 4	7 0		
8 7	7 5	7 1		
8 8	7 6	7 2		
8 9	7 7	7 3		

9 0	7 8	7 4		
9 1	7 9	7 5		
9 2	8 0	7 6		
9 3	8 1	7 7		
9 4	8 2	7 8		
9 5	8 3	7 9		
9 6	8 4	8 0		
9 7	8 5	8 1		
9 8	8 6	8 2		
9 9	8 7	8 3		
1 0 0	8 8	8 4		
1 0 1	8 9	8 5		
1 0 2	9 0			
1 0 3	9 1			
1 0 4	9 2			
1 0 5	9 3			
1 0 6	9 4			
1 0 7	9 5			
1 0 8	9 6			
1 0 9	9 7			
1 1 0	9 8			
1 1 1	9 9			
1 1 2	1 0 0			
1 1 3	1 0 1			
1 1 4	1 0 2			
1 1 5	1 0 3			
1 1 6	1 0 4			
1 1 7	1 0 5			

ホ 医療職俸給（一）の適用を受ける教職員

旧号俸	新号俸					
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1	1
7	3	3	1	1	1	1
8	4	4	1	1	1	1
9	5	5	1	1	1	1
1 0	6	6	2	1	1	1
1 1	7	7	3	1	1	1
1 2	8	8	4	1	1	1
1 3	9	9	5	1	1	1
1 4	1 0	1 0	6	2	1	1
1 5	1 1	1 1	7	3	1	1
1 6	1 2	1 2	8	4	1	1
1 7	1 3	1 3	9	5	1	1
1 8	1 4	1 4	1 0	6	2	2

1 9	1 5	1 5	1 1	7	3	3
2 0	1 6	1 6	1 2	8	4	4
2 1	1 7	1 7	1 3	9	5	5
2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	6	6
2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	7	7
2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	8	8
2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	9	9
2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	1 0	1 0
2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	1 1	1 1
2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	1 2	1 2
2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3	1 3
3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	1 4	1 4
3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	1 5	1 5
3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	1 6	1 6
3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7	1 7
3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	1 8	1 8
3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	1 9	1 9
3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	2 0	2 0
3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1	2 1
3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	2 2	
3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	2 3	
4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	2 4	
4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5	
4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	2 6	
4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	2 7	
4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	2 8	
4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9	
4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	3 0	
4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	3 1	
4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	3 2	
4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3	
5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	3 4	
5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	3 5	
5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	3 6	
5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7	
5 4	5 0	5 0	4 6	4 2		
5 5	5 1	5 1	4 7	4 3		
5 6	5 2	5 2	4 8	4 4		
5 7	5 3	5 3	4 9	4 5		
5 8	5 4	5 4	5 0	4 6		
5 9	5 5	5 5	5 1	4 7		
6 0	5 6	5 6	5 2	4 8		
6 1	5 7	5 7	5 3	4 9		
6 2	5 8	5 8	5 4	5 0		
6 3	5 9	5 9	5 5	5 1		
6 4	6 0	6 0	5 6	5 2		
6 5	6 1	6 1	5 7	5 3		
6 6	6 2	6 2	5 8			
6 7	6 3	6 3	5 9			

6 8	6 4	6 4	6 0			
6 9	6 5	6 5	6 1			
7 0	6 6	6 6	6 2			
7 1	6 7	6 7	6 3			
7 2	6 8	6 8	6 4			
7 3	6 9	6 9	6 5			
7 4	7 0	7 0	6 6			
7 5	7 1	7 1	6 7			
7 6	7 2	7 2	6 8			
7 7	7 3	7 3	6 9			
7 8	7 4	7 4	7 0			
7 9	7 5	7 5	7 1			
8 0	7 6	7 6	7 2			
8 1	7 7	7 7	7 3			
8 2	7 8	7 8	7 4			
8 3	7 9	7 9	7 5			
8 4	8 0	8 0	7 6			
8 5	8 1	8 1	7 7			
8 6	8 2	8 2				
8 7	8 3	8 3				
8 8	8 4	8 4				
8 9	8 5	8 5				
9 0	8 6	8 6				
9 1	8 7	8 7				
9 2	8 8	8 8				
9 3	8 9	8 9				
9 4	9 0	9 0				
9 5	9 1	9 1				
9 6	9 2	9 2				
9 7	9 3	9 3				
9 8	9 4	9 4				
9 9	9 5	9 5				
1 0 0	9 6	9 6				
1 0 1	9 7	9 7				
1 0 2	9 8	9 8				
1 0 3	9 9	9 9				
1 0 4	1 0 0	1 0 0				
1 0 5	1 0 1	1 0 1				
1 0 6	1 0 2					
1 0 7	1 0 3					
1 0 8	1 0 4					
1 0 9	1 0 5					
1 1 0	1 0 6					
1 1 1	1 0 7					
1 1 2	1 0 8					
1 1 3	1 0 9					

へ 医療職俸給表（二）の適用を受ける教職員

旧号俸	新号俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級

1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
1 0	6	6	2	1	1
1 1	7	7	3	1	1
1 2	8	8	4	1	1
1 3	9	9	5	1	1
1 4	1 0	1 0	6	2	1
1 5	1 1	1 1	7	3	1
1 6	1 2	1 2	8	4	1
1 7	1 3	1 3	9	5	1
1 8	1 4	1 4	1 0	6	2
1 9	1 5	1 5	1 1	7	3
2 0	1 6	1 6	1 2	8	4
2 1	1 7	1 7	1 3	9	5
2 2	1 8	1 8	1 4	1 0	6
2 3	1 9	1 9	1 5	1 1	7
2 4	2 0	2 0	1 6	1 2	8
2 5	2 1	2 1	1 7	1 3	9
2 6	2 2	2 2	1 8	1 4	1 0
2 7	2 3	2 3	1 9	1 5	1 1
2 8	2 4	2 4	2 0	1 6	1 2
2 9	2 5	2 5	2 1	1 7	1 3
3 0	2 6	2 6	2 2	1 8	1 4
3 1	2 7	2 7	2 3	1 9	1 5
3 2	2 8	2 8	2 4	2 0	1 6
3 3	2 9	2 9	2 5	2 1	1 7
3 4	3 0	3 0	2 6	2 2	1 8
3 5	3 1	3 1	2 7	2 3	1 9
3 6	3 2	3 2	2 8	2 4	2 0
3 7	3 3	3 3	2 9	2 5	2 1
3 8	3 4	3 4	3 0	2 6	2 2
3 9	3 5	3 5	3 1	2 7	2 3
4 0	3 6	3 6	3 2	2 8	2 4
4 1	3 7	3 7	3 3	2 9	2 5
4 2	3 8	3 8	3 4	3 0	2 6
4 3	3 9	3 9	3 5	3 1	2 7
4 4	4 0	4 0	3 6	3 2	2 8
4 5	4 1	4 1	3 7	3 3	2 9
4 6	4 2	4 2	3 8	3 4	3 0
4 7	4 3	4 3	3 9	3 5	3 1
4 8	4 4	4 4	4 0	3 6	3 2
4 9	4 5	4 5	4 1	3 7	3 3

5 0	4 6	4 6	4 2	3 8	3 4
5 1	4 7	4 7	4 3	3 9	3 5
5 2	4 8	4 8	4 4	4 0	3 6
5 3	4 9	4 9	4 5	4 1	3 7
5 4	5 0	5 0	4 6	4 2	3 8
5 5	5 1	5 1	4 7	4 3	3 9
5 6	5 2	5 2	4 8	4 4	4 0
5 7	5 3	5 3	4 9	4 5	4 1
5 8	5 4	5 4	5 0	4 6	
5 9	5 5	5 5	5 1	4 7	
6 0	5 6	5 6	5 2	4 8	
6 1	5 7	5 7	5 3	4 9	
6 2	5 8	5 8	5 4	5 0	
6 3	5 9	5 9	5 5	5 1	
6 4	6 0	6 0	5 6	5 2	
6 5	6 1	6 1	5 7	5 3	
6 6	6 2	6 2	5 8	5 4	
6 7	6 3	6 3	5 9	5 5	
6 8	6 4	6 4	6 0	5 6	
6 9	6 5	6 5	6 1	5 7	
7 0	6 6	6 6	6 2		
7 1	6 7	6 7	6 3		
7 2	6 8	6 8	6 4		
7 3	6 9	6 9	6 5		
7 4	7 0	7 0	6 6		
7 5	7 1	7 1	6 7		
7 6	7 2	7 2	6 8		
7 7	7 3	7 3	6 9		
7 8	7 4	7 4	7 0		
7 9	7 5	7 5	7 1		
8 0	7 6	7 6	7 2		
8 1	7 7	7 7	7 3		
8 2	7 8	7 8	7 4		
8 3	7 9	7 9	7 5		
8 4	8 0	8 0	7 6		
8 5	8 1	8 1	7 7		
8 6	8 2	8 2	7 8		
8 7	8 3	8 3	7 9		
8 8	8 4	8 4	8 0		
8 9	8 5	8 5	8 1		
9 0	8 6	8 6	8 2		
9 1	8 7	8 7	8 3		
9 2	8 8	8 8	8 4		
9 3	8 9	8 9	8 5		
9 4	9 0	9 0			
9 5	9 1	9 1			
9 6	9 2	9 2			
9 7	9 3	9 3			
9 8	9 4	9 4			

9 9	9 5	9 5			
1 0 0	9 6	9 6			
1 0 1	9 7	9 7			
1 0 2	9 8	9 8			
1 0 3	9 9	9 9			
1 0 4	1 0 0	1 0 0			
1 0 5	1 0 1	1 0 1			
1 0 6	1 0 2	1 0 2			
1 0 7	1 0 3	1 0 3			
1 0 8	1 0 4	1 0 4			
1 0 9	1 0 5	1 0 5			
1 1 0	1 0 6	1 0 6			
1 1 1	1 0 7	1 0 7			
1 1 2	1 0 8	1 0 8			
1 1 3	1 0 9	1 0 9			
1 1 4	1 1 0				
1 1 5	1 1 1				
1 1 6	1 1 2				
1 1 7	1 1 3				
1 1 8	1 1 4				
1 1 9	1 1 5				
1 2 0	1 1 6				
1 2 1	1 1 7				
1 2 2	1 1 8				
1 2 3	1 1 9				
1 2 4	1 2 0				
1 2 5	1 2 1				

(切替日前の異動者の号俸の調整)

第3条 前条の規定にかかわらず、切替日前に職務の級を異にする異動をした教職員及び別に定めるこれに準ずるものをした教職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(基礎俸給月額の特例)

第4条 令和7年4月1日以後に新たに国立大学法人京都大学教職員給与規程附則第9項に規定する俸給を受けることとなる教職員のうち、当該俸給を算出する場合におけるこの規定の適用がないものとしたときの基礎俸給月額が改正前の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額による額となる教職員の基礎俸給月額については、令和7年3月31日に基礎俸給月額の基礎となる俸給月額に対応するその者の号俸等を受けていたものとして、同年4月1日に第2条及び第3条の規定を適用した場合に同日に受けることとなるその者の号俸等に対応する特定日の俸給表の俸給月額欄に掲げる俸給月額を基礎として算出した額とする。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第5条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第14条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、一般職（一）俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級が8級以上であるもの及び同表以外の各俸給表の適用を受ける教職員でその職務の級がこれに相当するものとして総長が別に定める者に対しては」と、同条第2項中「（5） 重度心身障害者」とあるのは「（5） 重度心身障害者 （6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(特別調整手当に関する調整措置)

第6条 改正後の国立大学法人京都大学教職員給与規程第16条の規定による特別調整手当の適用を受ける教職員のうち、施行日の前日において都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特
地勤務手当に準ずる手当及び遠隔地異動・出向手当（以下この条において「都市手当等」とい
う。）の適用を受けていた教職員であって、その者に施行日において引き続き都市手当等が適
用されることとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総長が別に定めるところ
により、必要な調整を行うことができる。

(通勤手当に関する経過措置)

第7条 国立大学法人京都大学教職員給与規程第18条第4項の規定は、この規則の施行の日前
に新たに教職員となった者にも適用する。

(単身赴任手当に関する経過措置)

第8条 国立大学法人京都大学教職員給与規程第19条の規定は、この規則の施行の日前に採用
となった者にも適用する。

附 則（令和7年達示第38号）

この規則は、令和7年6月1日から施行する。